

募集要項(建設工事、技術提案・交渉方式(技術協力・施工タイプ)、事前審査)

瑞穂市公共下水道(瑞穂処理区)アクアパークみずほ整備事業に係る公告(建設工事、技術提案・交渉方式(技術協力・施工タイプ)、事前審査)に基づく手続き等については、日本下水道事業団会計規程等関係規定に定めるもののほか、この募集要項等によるものとする。

詳細は募集要項(建設工事、技術提案・交渉方式(技術協力・施工タイプ)、事前審査)別紙を参照すること。

1	公告日	令和04年09月05日(月)
2	契約職	東日本本部長 渡辺 志津男
3	事業概要	
3.1	事業名	瑞穂市公共下水道(瑞穂処理区)アクアパークみずほ整備事業
3.2	事業箇所	岐阜県瑞穂市牛牧字起証田地内
3.3	施設名	アクアパークみずほ
3.4	処理方式	水処理(高度処理)・汚泥処理
3.5	水量・能力	
3.5.1	全体計画水量	19,600 m ³ /日
3.5.2	今回対象水量	2,450 m ³ /日
3.6	事業内容	高度処理水処理施設(新設)・汚泥処理施設(新設)
3.7	対象工事	【機械設備工事】水処理設備 一式、汚泥処理設備 一式、その他付属設備 一式 【土木工事】処理施設工一式、場内整備工一式 【建築工事】建築工事一式、 【建築機械設備工事】建築機械設備工事一式、 【建築電気設備工事】建築電気設備工事一式 【電気設備工事】電気設備工事 一式
3.8	事業期間	
3.8.1	今回事業期間	基本協定締結日の翌日から令和09年03月10日(水)まで
3.8.2	実施設計期間	
3.8.2.1	期限	令和06年01月19日(金)まで
3.8.2.2	内容	実施設計 一式
3.8.3	工事期間	
3.8.3.1	期限	令和09年03月10日(水)まで
3.8.3.2	内容	3.7のとおり
3.9	その他	
3.9.1	事業者選定方式	技術提案・交渉方式
3.9.2	総合評価方式の試行工事	無
3.9.3	総合評価(施工体制確認型)の試行工事	無
3.9.4	特別重点調査を試行する工事	無
3.9.5	「マネジメント難工事指定」対象工事	無
3.9.6	VE試行工事	無
3.9.7	入札前に予定価格を公表	無
3.9.8	デザイン・ビルド方式の工事	無
3.9.9	監理技術者の緩和	無
3.9.10	「週休2日制適用工事」試行対象工事	無
3.10	特許	無
4	競争参加資格(認定資格)	
	<p>単体有資格者にあつては、4.1.1に記載する条件をすべて満たす者であること。 特定建設共同企業体(甲型)にあつては、4.2.1に記載する条件を全て満たす代表者と、4.3.1に記載する条件を全て満たす代表者以外の1者との組み合わせによる。 特定建設共同企業体(乙型)にあつては、4.4.1に記載する条件(担当する工事内容が複数にわたる場合は、該当する工事内容に必要な建設業の許可を得ていること。)を全て満たす代表者と、4.5.1、4.5.2、4.5.3、4.5.4、4.5.5に記載する条件を満たす代表者以外の組合せによる。なお、代表者以外の業者は、担当する工事内容が複数にわたる場合は、該当する工事内容に必要な建設業の許可を得ていること。(構成員数は限定しない。ただし、担当する工事内容は重複しないこと。また、担当する工事内容において、製作と施工は一体不可分とする。)</p>	
4.1	単体有資格業者	
4.1.1	その1	
4.1.1.1	一般競争参加資格の認定工事種別	下水処理設備工事
4.1.1.2	経営事項評価点数	1,100点以上
4.1.1.3	建設業の許可の業種	機械器具設置工事業または水道施設工事業、かつ一般土木工事及び建築工事、かつ電気工事業
4.1.1.4	建設業の許可を有する営業所等の所在地	—

募集要項(建設工事、技術提案・交渉方式(技術協力・施工タイプ)、事前審査)

4.2	特定建設共同企業体(甲型)・代表者	
4.2.1	その1	
4.2.1.1	一般競争参加資格の認定工事種別	下水処理設備工事
4.2.1.2	経営事項評価点数	1,100点以上
4.2.1.3	建設業の許可の業種	機械器具設置工事業または水道施設工事業、かつ一般土木工事及び建築工事、かつ電気工事業
4.2.1.4	建設業の許可を有する営業所等の所在地	—
4.3	特定建設共同企業体(甲型)・代表者以外	
4.3.1	その1	
4.3.1.1	一般競争参加資格の認定工事種別	下水処理設備工事
4.3.1.2	経営事項評価点数	A等級
4.3.1.3	建設業の許可の業種	機械器具設置工事業または水道施設工事業
4.3.1.4	建設業の許可を有する営業所等の所在地	関東地方、北陸地方、中部地方
4.4	特定建設共同企業体(乙型)・代表者	
4.4.1	その1	
4.4.1.1	一般競争参加資格の認定工事種別	下水処理設備工事
4.4.1.2	経営事項評価点数	1,100点以上
4.4.1.3	建設業の許可の業種	機械器具設置工事業または水道施設工事業
4.4.1.4	建設業の許可を有する営業所等の所在地	—
4.5	特定建設共同企業体(乙型)・代表者以外	
4.5.1	その1(その2以外の土木工事を施工する者)	
4.5.1.1	一般競争参加資格の認定工事種別	一般土木工事
4.5.1.2	格付(対象業種・等級)・経営事項評価点数	一般土木工事・A等級又はB等級・要件なし ただし、代表者(乙型)が施工する場合は問わない。
4.5.1.3	事業所(種類・建設業許可)・優遇措置の要否	営業所・土木工事業
4.5.1.4	上記事業所の所在地	岐阜県内
4.5.2	その2(場内整備工一式の土木工事を施工する者)	
4.5.2.1	一般競争参加資格の認定工事種別	一般土木工事
4.5.2.2	格付(対象業種・等級)・経営事項評価点数	一般土木工事・A等級、B等級又はC等級・要件なし ただし、代表者(乙型)が施工する場合は問わない。
4.5.2.3	事業所(種類・建設業許可)・優遇措置の要否	A等級、B等級は営業所・土木工事。C等級は本店・土木工事業
4.5.2.4	上記事業所の所在地	A等級、B等級は岐阜県内。C等級は岐阜市、羽島市、各務原市、山県市、瑞穂市、本巣市、羽島郡全域(岐南町・笠松町)、本巣郡全域(北方町)
4.5.3	その3(建築工事を施工する者)	
4.5.3.1	一般競争参加資格の認定工事種別	建築工事
4.5.3.2	格付(対象業種・等級)・経営事項評価点数	建築工事・A等級又はB等級・要件なし ただし、代表者(乙型)が施工する場合は問わない。
4.5.3.3	事業所(種類・建設業許可)・優遇措置の要否	営業所・建築工事業
4.5.3.4	上記事業所の所在地	岐阜県内
4.5.4	その4(機械設備工事を施工する者)	
4.5.4.1	一般競争参加資格の認定工事種別	下水処理設備工事
4.5.4.2	等級区分	A等級 ただし、代表者(乙型)が施工する場合は問わない。
4.5.4.3	建設業の許可の業種	機械器具設置工事業または水道施設工事業
4.5.4.4	建設業の許可を有する営業所等の所在地	関東地方、北陸地方、中部地方
4.5.5	その5(電気設備工事を施工する者)	
4.5.5.1	一般競争参加資格の認定工事種別	電気設備工事
4.5.5.2	等級区分	A等級 ただし、代表者(乙型)が施工する場合は問わない。
4.5.5.3	建設業の許可の業種	電気工事業
4.5.5.4	建設業の許可を有する営業所等の所在地	関東地方、北陸地方、中部地方

募集要項(建設工事、技術提案・交渉方式(技術協力・施工タイプ)、事前審査)

5	<p>競争参加資格(施工実績)</p> <p>単体有資格業者にあつては、5.1.1、5.1.2のいずれか及び5.1.3、5.1.4、5.1.5の全てを満たす施工実績を有すること。 特定建設共同企業体(甲型)にあつては、5.1.1又は5.1.2のいずれか及び5.1.3、5.1.4、5.1.5の全てを満たす施工実績を有する代表者と、5.2に記載する施工実績を有する代表者以外の1者との組み合わせによる。 特定建設共同企業体(乙型)にあつては、5.3のいずれかに該当する施工実績を有する代表者と、5.4、5.5、5.6、5.7に記載する施工実績を有する代表者以外の者との組み合わせによる。 なお、特定建設共同企業体(乙型)・代表者が担当する工事内容に機械設備工事以外の工事内容が含まれる場合は、該当する工事内容に応じた5.4.1、5.4.2、5.5.1、5.7.1の施工実績を満たすこと。</p>	
5.1	<p>単体有資格業者及び特定建設共同企業体(甲型)・代表者</p>	
5.1.1	<p>①機械設備工事の下水道施設での元請実績</p>	<p>下水道法上の処理場に係る機械設備工事(反応タンク設備及び最終沈殿池設備を含むものに限る。)。ただし、長寿命化工事、補修工事及び撤去工事を除く。</p>
5.1.2	<p>②機械設備工事の下水道類似施設での元請実績</p>	<p>地方公共団体等が発注した下水道類似施設に係る機械設備工事(反応タンク設備及び最終沈殿池設備を含むものに限る。)。ただし、長寿命化工事、補修工事及び撤去工事を除く。</p>
5.1.3	<p>土木工事での元請実績</p>	<p>下水道法上の終末処理場、ポンプ場(都市下水路を含む。)、地方公共団体等が発注した下水道類似施設における土木工事。 又は 上水道施設、簡易水道施設、調整池、防火用水槽、プール等の鉄筋コンクリート造の工事(規模要件:有効水槽容量150m³以上)のいずれか。</p>
5.1.4	<p>建築工事での元請実績</p>	<p>下水道法上の終末処理場、ポンプ場、地方公共団体等が発注した下水道類似施設における建築工事。 又は公共建築物等の新築・増設工事、耐震工事又は一般改修の建築工事のいずれか。</p>
5.1.5	<p>電気設備工事での元請実績</p>	<p>下水道法上の終末処理場、ポンプ場又は地方公共団体等が発注した下水道類似施設における電気設備工事のいずれか。 ただし、建築電気設備工事、長寿命化工事、補修工事及び撤去工事を除く。</p>
5.2	<p>特定建設共同企業体(甲型)・代表者以外</p>	
5.2.1	<p>元請実績</p>	<p>下水道法上の施設に係る工事 ただし、建築機械設備工事、建築電気設備工事、長寿命化工事、補修工事及び撤去工事を除く。</p>
5.3	<p>特定建設共同企業体(乙型)・代表者</p>	
5.3.1	<p>①機械設備工事の下水道施設での元請実績</p>	<p>下水道法上の処理場に係る機械設備工事(反応タンク設備及び最終沈殿池設備を含むものに限る。)。ただし、長寿命化工事、補修工事及び撤去工事を除く。</p>
5.3.2	<p>②機械設備工事の下水道類似施設での元請実績</p>	<p>地方公共団体等が発注した下水道類似施設に係る機械設備工事(反応タンク設備及び最終沈殿池設備を含むものに限る。)。ただし、長寿命化工事、補修工事及び撤去工事を除く。</p>

募集要項(建設工事、技術提案・交渉方式(技術協力・施工タイプ)、事前審査)

5.4	特定建設共同企業体(乙型)・代表者以外(土木工事を施工する者)	
5.4.1	4.5.1(その1(その2以外の土木工事を施工する者))の者の土木工事での元請実績	下水道法上の終末処理場、ポンプ場(都市下水路を含む。)、地方公共団体等が発注した下水道類似施設における土木工事。 又は 上水道施設、簡易水道施設、調整池、防火用水槽、プール等の鉄筋コンクリート造の工事(規模要件:有効水槽容量150m3以上)のいずれか。
5.4.2	4.5.2(その2(場内整備工一式の土木工事を施工する者))の者の土木工事での元請実績	公共土木構造物(舗装・コンクリート製品設置工の場合を含む。)の実績
5.5	特定建設共同企業体(乙型)・代表者以外(建築工事を施工する者)	
5.5.1	建築工事での元請実績	下水道法上の終末処理場、ポンプ場、地方公共団体等が発注した下水道類似施設における建築工事。 又は 公共建築物等の新築、増設工事、耐震工事又は一般改修の建築工事のいずれか。
5.6	特定建設共同企業体(乙型)・代表者以外(機械設備工事を施工する者)	
5.6.1	機械設備工事での元請実績	下水道法上の終末処理場、ポンプ場又は地方公共団体等が発注した下水道類似施設における機械設備工事のいずれか。 ただし、建築機械設備工事、長寿命化工事、補修工事及び撤去工事を除く。
5.7	特定建設共同企業体(乙型)・代表者以外(電気設備工事を施工する者)	
5.7.1	電気設備工事での元請実績	下水道法上の終末処理場、ポンプ場又は地方公共団体等が発注した下水道類似施設における電気設備工事のいずれか。 ただし、建築電気設備工事、長寿命化工事、補修工事及び撤去工事を除く。
6	競争参加資格(配置予定技術者)	
	<p>単体有資格業者にあつては、6.1に記載する条件を全て満たす者であること。 特定建設共同企業体(甲型)にあつては、6.2に記載する条件を全て満たす代表者と、6.3に記載する条件を全て満たす代表者以外の1者との組み合わせによる。 特定建設共同企業体(乙型)にあつては、6.4に記載する条件を全て満たす代表者と、6.5、6.6、6.7、6.8のいずれかの条件を満たす代表者以外の者との組み合わせによる。 なお、代表者以外の業者は、担当する工事内容が複数にわたる場合は、該当する工事内容に必要な配置予定技術者を配置すること。</p>	
6.1	単体有資格業者	
6.1.1	主任(監理)技術者の現場工事経験	機械設備工事(反応タンク設備を含むものに限る。)で、下水道法上の処理場又は地方公共団体等が発注した下水道類似施設の工事経験を有する者。 ただし、POD、長寿命化工事、補修工事及び撤去工事は除く。 当該工事の施工期間において「土木工事」の工事担当技術者、「建築工事」の工事担当技術者、「電気設備工事」の工事担当技術者をそれぞれ専任で配置すること。
6.1.2	設計担当技術者の設計経験(機械設備工事)	機械設備工事(反応タンク設備を含むものに限る。)で、下水道法上の処理場又は地方公共団体等が発注した下水道類似施設の設計経験を有する者。 ただし、POD、長寿命化工事、補修工事及び撤去工事は除く。
6.1.2.1	設計担当技術者の設計経験(電気設備工事)	下水道法上の終末処理場、ポンプ場、地方公共団体等が発注した下水道類似施設又は上水道施設における電気設備工事の設計経験を有する者。 ただし、建築電気設備工事、長寿命化工事、補修工事及び撤去工事は除く。
6.1.3	配置予定技術者の配置予定期間	
6.1.3.1	主任技術者又は監理技術者の専任	要
6.1.3.2	主任技術者又は監理技術者の配置予定期間	現場着工から令和09年03月10日(水)まで

募集要項(建設工事、技術提案・交渉方式(技術協力・施工タイプ)、事前審査)

6.1.4	土木工事担当技術者	
6.1.4.1	土木工事担当技術者の現場工事経験	下水道法上の終末処理場、ポンプ場(都市下水路を含む。)、地方公共団体等が発注した下水道類似施設における土木工事又は上水道施設、簡易水道施設、調整池、防火用水槽、プール等の鉄筋コンクリート造の工事(規模要件:有効水槽容量75m ³ 以上)のいずれか。
6.1.4.2	土木工事担当技術者	
6.1.4.3	土木工事担当技術者の専任	要
6.1.4.4	土木工事担当技術者の配置予定期間	土木工事の現場施工に着手する日から土木工事完了まで
6.1.5	建築工事担当技術者	
6.1.5.1	建築工事担当技術者の現場工事経験	下水道法上の終末処理場、ポンプ場、地方公共団体等が発注した下水道類似施設における建築工事。又は公共建築物等の新築・増設工事、耐震工事又は一般改修の建築工事のいずれか。
6.1.5.2	建築工事担当技術者	
6.1.5.3	建築工事担当技術者の専任	要
6.1.5.4	建築工事担当技術者の配置予定期間	建築工事の現場施工に着手する日から建築工事完了まで
6.1.6	電気設備工事担当技術者	
6.1.6.1	電気設備工事担当技術者の現場工事経験	下水道法上の終末処理場、ポンプ場又は地方公共団体等が発注した下水道類似施設における電気設備工事のいずれか。ただし、建築電気設備工事、長寿命化工事、補修工事及び撤去工事を除く。
6.1.6.2	電気設備工事担当技術者	
6.1.6.3	電気設備工事担当技術者の専任	要
6.1.6.4	電気設備工事担当技術者の配置予定期間	電気設備工事の現場施工に着手する日から電気設備工事完了まで
6.2	特定建設共同企業体(甲型)・代表者	
6.2.1	主任(監理)技術者の現場工事経験	機械設備工事(反応タンク設備を含むものに限る。)で、下水道法上の処理場又は地方公共団体等が発注した下水道類似施設の工事経験を有する者。ただし、POD、長寿命化工事、補修工事及び撤去工事は除く。当該工事の施工期間において「土木工事」の工事担当技術者、「建築工事」の工事担当技術者、「電気設備工事」の工事担当技術者をそれぞれ専任で配置すること。
6.2.2	設計担当技術者の設計経験(機械設備工事)	機械設備工事(反応タンク設備を含むものに限る。)で、下水道法上の処理場又は地方公共団体等が発注した下水道類似施設の設計経験を有する者。ただし、POD、長寿命化工事、補修工事及び撤去工事は除く。
6.2.2.1	設計担当技術者の設計経験(電気設備工事)	下水道法上の終末処理場、ポンプ場、地方公共団体等が発注した下水道類似施設又は上水道施設における電気設備工事の設計経験を有する者。ただし、建築電気設備工事、長寿命化工事、補修工事及び撤去工事は除く。
6.2.3	配置予定技術者の配置予定期間	
6.2.3.1	主任技術者又は監理技術者の専任	要
6.2.3.2	主任技術者又は監理技術者の配置予定期間	現場着工から令和09年03月10日(水)まで
6.2.4	土木工事担当技術者	
6.2.4.1	土木工事担当技術者の現場工事経験	下水道法上の終末処理場、ポンプ場(都市下水路を含む。)、地方公共団体等が発注した下水道類似施設における土木工事又は上水道施設、簡易水道施設、調整池、防火用水槽、プール等の鉄筋コンクリート造の工事(規模要件:有効水槽容量75m ³ 以上)のいずれか。
6.2.4.2	土木工事担当技術者	
6.2.4.3	土木工事担当技術者の専任	要
6.2.4.4	土木工事担当技術者の配置予定期間	土木工事の現場施工に着手する日から土木工事完了まで
6.2.5	建築工事担当技術者	
6.2.5.1	建築工事担当技術者の現場工事経験	下水道法上の終末処理場、ポンプ場、地方公共団体等が発注した下水道類似施設における建築工事又は公共建築物等の新築・増設工事、耐震工事又は一般改修の建築工事のいずれか。

募集要項(建設工事、技術提案・交渉方式(技術協力・施工タイプ)、事前審査)

6.2.5.2	建築工事担当技術者	
6.2.5.3	建築工事担当技術者の専任	要
6.2.5.4	建築工事担当技術者の配置予定期間	建築工事の現場施工に着手する日から建築工事完了まで
6.2.6	電気設備工事担当技術者	
6.2.6.1	電気設備工事担当技術者の現場工事経験	下水道法上の終末処理場、ポンプ場又は地方公共団体等が発注した下水道類似施設における電気設備工事のいずれか。 ただし、建築電気設備工事、長寿命化工事、補修工事及び撤去工事を除く。
6.2.6.2	電気設備工事担当技術者	
6.2.6.3	電気設備工事担当技術者の専任	要
6.2.6.4	電気設備工事担当技術者の配置予定期間	電気設備工事の現場施工に着手する日から電気設備工事完了まで
6.3	特定建設共同企業体(甲型)・代表者以外	
6.3.1	主任(監理)技術者の現場工事経験	下水道法上の施設に係る工事 ただし、建築機械設備工事、建築電気設備工事、長寿命化工事、補修工事及び撤去工事を除く。
6.3.2	設計担当技術者の設計経験(機械設備工事)	資格要件・設計経験は不要とする。
6.3.2.1	設計担当技術者の設計経験(電気設備工事)	資格要件・設計経験は不要とする。
6.3.3	配置予定技術者の配置予定期間	
6.3.3.1	主任技術者又は監理技術者の専任	要
6.3.3.2	主任技術者又は監理技術者の配置予定期間	現場着工から令和09年03月10日(水)まで
6.4	特定建設共同企業体(乙型)・代表者	
6.4.1	主任(監理)技術者の現場工事経験	機械設備工事(反応タンク設備を含むものに限る。)で、下水道法上の処理場又は地方公共団体等が発注した下水道類似施設の工事経験を有する者。 ただし、POD、長寿命化工事、補修工事及び撤去工事は除く。 なお、担当する工事内容に機械設備工事以外の工事内容が含まれる場合は、該当する工事内容に応じた資格・実績を持った主任(監理)技術者をそれぞれ専任で配置すること。
6.4.2	設計担当技術者の設計経験(機械設備工事)	機械設備工事(反応タンク設備を含むものに限る。)で、下水道法上の処理場又は地方公共団体等が発注した下水道類似施設の設計経験を有する者。 ただし、POD、長寿命化工事、補修工事及び撤去工事は除く。
6.4.2.1	設計担当技術者の設計経験(電気設備工事)	下水道法上の終末処理場、ポンプ場、地方公共団体等が発注した下水道類似施設又は上水道施設における電気設備工事の設計経験を有する者。 ただし、建築電気設備工事、長寿命化工事、補修工事及び撤去工事は除く。 なお、担当する工事内容に電気設備工事が含まれない場合は、配置の必要はない。
6.4.3	配置予定技術者の配置予定期間	
6.4.3.1	主任技術者又は監理技術者の専任	要
6.4.3.2	主任技術者又は監理技術者の配置予定期間	担当する工事の現場施工に着手する日から令和09年03月10日(水)まで
6.5	特定建設共同企業体(乙型)・代表者以外(土木工事を施工する者)	
6.5.1	主任(監理)技術者の現場工事経験	4.5.1(その1(その2以外の土木工事を施工する者))の者の現場工事経験 下水道法上の終末処理場、ポンプ場(都市下水路を含む。)、地方公共団体等が発注した下水道類似施設における土木工事又は上水道施設、簡易水道施設、調整池、防火用水槽、プール等の鉄筋コンクリート造の工事(規模要件:有効水槽容量75m ³ 以上)のいずれか。 ただし、担当する工事内容に土木工事以外の工事の内容が含まれる場合は、該当する工事内容に応じた資格・実績を持った主任(監理)技術者を専任で配置すること。
6.5.2	主任(監理)技術者の現場工事経験	4.5.2(その2(場内整備工一式の土木工事を施工する者))の者の主任(監理)技術者の現場工事経験 公共土木構造物(舗装・コンクリート製品設置工の場合を含む。)の実績 ただし、担当する工事内容に土木工事以外の工事の内容が含まれる場合は、該当する工事内容に応じた資格・実績を持った主任(監理)技術者を専任で配置すること。

募集要項(建設工事、技術提案・交渉方式(技術協力・施工タイプ)、事前審査)

6.5.2	配置予定技術者の配置予定期間	
6.5.2.1	主任技術者又は監理技術者の専任	要
6.5.2.2	主任技術者又は監理技術者の配置予定期間	担当する工事の現場施工に着手する日から完了まで
6.6	特定建設共同企業体(乙型)・代表者以外(建築工事を施工する者)	
6.6.1	主任技術者又は監理技術者の工事経験	下水道法上の終末処理場、ポンプ場、地方公共団体等が発注した下水道類似施設における建築工事。 又は 公共建築物等の新築・増設工事、耐震工事又は一般改修の建築工事のいずれか。 ただし担当する工事内容に建築工事以外の工事内容が含まれる場合は、該当する工事内容に応じた資格・実績を持った主任(監理)技術者を専任で配置すること。
6.6.2	配置予定技術者の配置予定期間	
6.6.2.1	主任技術者又は監理技術者の専任	要
6.6.2.2	主任技術者又は監理技術者の配置予定期間	担当する工事の現場施工に着手する日から完了まで
6.7	特定建設共同企業体(乙型)・代表者以外(機械設備工事を施工する者)	
6.7.1	主任(監理)技術者の工事経験	下水道法上の処理場又は地方公共団体等が発注した下水道類似施設における機械設備工事で特定建設共同企業体内で担当する機械設備工事内容又は機械設備工事(反応タンク設備を含むものに限る。)の工事経験を有する者。 ただし、POD、長寿命化工事、補修工事及び撤去工事は除く。 また、担当する工事内容に機械設備工事以外の工事の内容が含まれる場合は、該当する工事内容に応じた資格・実績を持った主任(監理)技術者を専任で配置すること。
6.7.2	設計担当技術者の設計経験(機械設備工事)	下水道法上の処理場又は地方公共団体等が発注した下水道類似施設における機械設備工事で特定建設共同企業体内で担当する機械設備工事内容又は機械設備工事(反応タンク設備を含むものに限る。)の設計経験を有する者。 ただし、POD、長寿命化工事、補修工事及び撤去工事は除く。
6.7.3	配置予定技術者の配置予定期間	
6.7.3.1	主任技術者又は監理技術者の専任	要
6.7.3.2	主任技術者又は監理技術者の配置予定期間	担当する工事の現場施工に着手する日から完了まで
6.8	特定建設共同企業体(乙型)・代表者以外(電気設備工事を施工する者)	
6.8.1	主任(監理)技術者の工事経験	下水道法上の終末処理場、ポンプ場又は地方公共団体等が発注した下水道類似施設における電気設備工事のいずれか。 ただし、建築電気設備工事、長寿命化工事、補修工事及び撤去工事を除く。 また、担当する工事内容に電気設備工事以外の工事の内容が含まれる場合は、該当する工事内容に応じた資格・実績を持った主任(監理)技術者を専任で配置すること。
6.8.2	設計担当技術者の設計経験(電気設備工事)	下水道法上の終末処理場、ポンプ場、地方公共団体等が発注した下水道類似施設又は上水道施設における電気設備工事の設計経験を有する者。 ただし、建築電気設備工事、長寿命化工事、補修工事及び撤去工事は除く。
6.8.3	配置予定技術者の配置予定期間	
6.8.3.1	主任技術者又は監理技術者の専任	要
6.8.3.2	主任技術者又は監理技術者の配置予定期間	担当する設備工事の現場施工に着手する日から完了まで
7	実施設計の競争参加資格及び配置予定技術者	
	募集要項別紙による	
8	指名停止及び設計業務の受託者	
8.1	日本下水道事業団の指名停止区域	中部区域
8.2	指名停止措置対象団体	瑞穂市
8.3	設計業務等の受託者等	(株)NJS、(株)日本総合研究所、アンダーソン・毛利・友常法律事務所外国法共同事業

募集要項(建設工事、技術提案・交渉方式(技術協力・施工タイプ)、事前審査)

9	技術提案・交渉方式	「技術評価点」の最高点を100点とする。 評価項目は以下のとおりとする。
9.1	技術提案	①事業に対する理解度、取組提案 a)事業環境・地域特性に対する理解度 b)本事業に対する取組提案 ②総合的なコストの削減 c)施設のライフサイクルコスト ③社会的要請への対応に関する取組提案 d)SDGs達成貢献への取組提案 ④施工上の課題に対する技術提案 e)軟弱地盤対策の提案 f)工期の確実性への取組提案
10	応募手続き等	
10.1	競争参加資格確認申請書に対する質問の提出期間	令和04年09月06日(火)から令和04年09月26日(月)まで (原則、電子メールでの受付のみとする。持参による場合は、土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、10時00分から12時00分まで及び13時00分から16時00分まで。)
10.2	競争参加資格の質問に対する回答日	令和04年10月11日(火)
10.3	競争参加資格確認申請書の提出期間	令和04年09月05日(月)から令和04年10月18日(火)まで 10時00分～16時00分まで(原則、郵送等のみとする。持参による場合は、土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、10時00分から12時00分まで及び13時00分から16時00分まで。)
10.4	競争参加資格の有無の確認結果の通知日	令和04年11月08日(火)
10.5	競争参加資格がないと認めた者からの理由の説明要求期限日	令和04年11月15日(火)16時まで
10.6	競争参加資格がないと認めた者からの説明要求に対する回答日	令和04年11月22日(火)
10.7	募集要項等の交付期間	令和04年09月05日(月)から令和05年01月10日(火)まで(土曜日、日曜日及び祝日を除く 06時00分から23時00分まで。)
10.8	募集要項等に対する質問の提出期間	令和04年09月06日(火)から令和04年09月29日(木)まで (原則、電子メールでの受付のみとする。持参による場合は、土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、10時00分から12時00分まで及び13時00分から16時00分まで。)
10.9	募集要項等の質問に対する回答日	令和04年10月26日(水)
10.10	技術提案書の提出期間	令和04年09月05日(月)から令和04年11月09日(水)まで 10時00分～16時00分まで(原則、郵送等のみとする。持参による場合は、土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、10時00分から12時00分まで及び13時00分から16時00分まで。)
10.11	優先交渉者及び次順位以降の交渉権者の通知	令和05年01月11日(水)
10.12	次順位以降の交渉権者の通知についての説明要求期限日	令和05年01月18日(水)まで
10.13	次順位以降の交渉権者の通知についての説明要求に対する回答日	令和05年01月25日(水)

募集要項(建設工事、技術提案・交渉方式(技術協力・施工タイプ)、事前審査)

11	募集要項等に対する質問回答		
11.1	競争参加資格に関する こと	担当部局	日本下水道事業団 関東・北陸総合事務所契約課
		住所	東京都文京区湯島2-31-27湯島台ビル4F
11.2	技術提案に関する こと	担当部局	日本下水道事業団 東日本設計センター企画調整課
		住所	東京都文京区湯島2-31-27湯島台ビル5F
12	その他		
12.1	契約書作成の要否	要	
12.2	建設リサイクル法対象	適用	
12.3	支払条件(前払)	有	
12.4	支払条件(中間前払)	無	
12.5	支払条件(部分払)	有	
12.6	火災保険等付保の要否	要	
13	問い合わせ先等		
13.1	契約締結等に関する こと	担当部局	日本下水道事業団 関東・北陸総合事務所契約課
		住所	東京都文京区湯島2-31-27湯島台ビル4F
		電話・FAX	電話:03-3818-1212 FAX:03-3818-3524
13.2	競争参加資格の確認 に関する こと	担当部局	日本下水道事業団 東日本設計センター企画調整課
		住所	東京都文京区湯島2-31-27湯島台ビル5F
		電話・FAX	電話:03-3818-1448 FAX:03-3818-3536
13.3	募集要項等の交付場 所	担当部局	日本下水道事業団 関東・北陸総合事務所契約課 電話:03-3818-1212 ただし、システム操作に関する問い合わせは、電子入札総合ヘルプ デスク(平日09時00分～12時00分、13時00分～17時00分) 電話:0570-021-777
		交付方法	日本下水道事業団ホームページ又は入札情報公開システムよりダウ ンロードして取得すること。
		URL	https://www.jswa.go.jp/nyusatsu/ppp_pfi_mizuho.html https://www.epi-cloud.fwd.ne.jp/koukai/do/logon?name1=06A0062006000600

「3.9 その他」の補足説明

- (1) 建設業法第26条第3項ただし書きの規定の適用を受ける監理技術者(以下「特例監理技術者」という。)の配置を認めない工事である。

「6.1.1、6.2.1、6.3.1、6.4.1、6.7.1、6.8.1 配置予定技術者の配置予定期間」の補足説明

- (1) 請負契約の締結後、現場施工に着手するまでの期間(現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等
が開始されるまでの期間)については、主任技術者又は監理技術者の工事現場への専任を要しない。なお、
現場施工に着手する日については、請負契約の締結後、監督職員との打合せにおいて定め、書面で提出す
ること。

「10.9募集要項等の質問に対する回答日」の補足説明

- (1) 募集要項等に対する質問が多数となった場合に備え、募集要項等に対する質問は、可能な限り早期提出に
努めること。なお複数回の質問を認める。募集要項等の質問に対する回答を回答日以降に追加する場合が
ある。

「12 その他」の補足説明

- (1) 契約書案により契約書を作成するものとする。
(2) 「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」(平成12年法律第104号)に基づき、分別解体等及び特
定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務付けられた工事である。

「13 問い合わせ先」の補足説明

- (1) 入札情報公開システムの接続障害により、上記交付方法により取得できない参加者に対しては、日本下水
道事業団が指定する方法により交付するので、担当部局へその旨を申し出ること。

「地方公共団体等」の補足説明

- (1) 地方公共団体等とは、日本下水道事業団、国、地方公共団体及び「公共工事の入札及び契約の適正化の
促進に関する法律」に定める特殊法人等をいう。

※追記 感染リスク軽減のため、申請資料等の提出にあたっては、当面の間、原則として郵送等での対応とする。郵送等
とは、郵送(書留郵便に限る。)又は託送(書留郵便と同等のものに限る。)とする。

上記による他、競争参加資格等その他の事項については、別紙による。

募集要項（建設工事、技術提案・交渉方式（技術協力・施工タイプ）、事前審査）

本募集要項は、「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成 11 年法律第 117 号）」（以下「PFI 法」という。）の趣旨に準拠し、「瑞穂市公共下水道（瑞穂処理区）アクアパークみずほ整備事業」（以下「本事業」という。）の事業者を募集及び選定するにあたり公表するものである。

本事業の基本的な考え方は、令和 4 年 2 月 10 日に公表した実施方針と同様であるが、本事業の条件等については、実施方針等に関する質問回答、意見及び提案を反映している。したがって、応募者は、本募集要項の内容を踏まえ、応募に必要な書類を提出すること。

また、募集要項等「募集要項（現場説明書の内容を含む）、要求水準書、優先交渉権者選定基準、様式集、基本協定書（案）、設計業務委託契約書（案）、工事請負契約書（案）」は、本募集要項と一体のものとする。

なお、募集要項等と実施方針及び実施方針に関する質問回答に相違がある場合は、募集要項等に規定する内容を優先する。また、募集要項等に記載がない事項については、実施方針に関する質問回答及び募集要項等に関する質問回答によることとする。

なお、本募集要項等で用いる用語を以下のとおり定義する。

- ① 「事業者」とは、本事業を委ねる建設企業及び設計企業のグループをいう。
- ② 「発注者」とは、日本下水道事業団をいう
- ③ 「応募者」とは、本事業の事業者選定に応募する建設企業及び設計企業のグループをいう。
- ④ 「提案書」とは、応募者が応募時に提出した技術提案書をいう。
- ⑤ 「優先交渉権者」とは、応募審査の結果、優先交渉権を与えられた者をいう。なお、優先交渉権者は、事業者として事業団と本協定を締結する。
- ⑥ 「技術提案・交渉方式」とは、公共工事の品質確保の促進に関する法律第 18 条に規定する「技術提案の審査及び価格等の交渉による方式」をいう。
- ⑦ 「代表企業」とは、応募者の企業グループを代表する企業をいう。
- ⑧ 「設計企業」とは、優先交渉権者のグループの内、設計業務を行う企業をいう。
- ⑨ 「建設企業」とは、優先交渉権者のグループの内、建設工事を行う企業をいう。
- ⑩ 「事業団」とは、日本下水道事業団をいう。
- ⑪ 「市」とは、瑞穂市をいう。
- ⑫ 「本事業」とは、瑞穂市公共下水道（瑞穂処理区）アクアパークみずほ整備事業をいう。
- ⑬ 「年度」とは、4 月 1 日から始まり、翌年の 3 月 31 日に終了する 1 年をいう。
- ⑭ 「法令」とは、法律・政令・省令・条例・規則、若しくは通達・行政指導・ガイドライン、又は裁判所の判決・決定・命令・仲裁判断、その他の公的機関の定める一切の規定・判断・措置等をいう。
- ⑮ 「本施設」とは、本事業の対象施設をいう。
- ⑯ 「事業契約」とは、設計業務委託契約及び工事請負契約をいう。
- ⑰ 「基本設計」とは、市が令和 2 年度に実施した設計をいう。
- ⑱ 「実施設計」とは、本事業で設計企業が実施する施工対象施設の設計業務をいう。
- ⑲ 「技術協力」とは、設計業務において、応募者が提案書で記載した技術提案等を設計成果に反映させるために、必要な助言等の取組をいう。
- ⑳ 「維持管理」とは、保守点検、運転操作監視、水質試験等、処理場施設の供用開始後の運転・機能維持に必要な業務をいう。
- ㉑ 「処理場施設」とは、アクアパークみずほをいう。
- ㉒ 「全体計画」とは、瑞穂市公共下水道全体計画（令和元年度）をいう。
- ㉓ 「事業計画」とは、瑞穂市公共下水道事業計画（令和元年度）をいう。
- ㉔ 「第 1 期」とは、事業計画で定めた施設の整備を行い、アクアパークみずほを供用開始するまでの期間をいう。

- ②⑤ 「初期対応」とは、供用開始初期の水量が少ない期間のための対応をいう。
- ②⑥ 「予定流入水質」とは、事業計画で想定しているアクアパークみずほの流入水質をいう。
- ②⑦ 「計画放流水質」とは、事業計画で定めた放流水が適合すべき水質をいう。
- ②⑧ 「BOD」とは、生物化学的酸素要求量をいう。
- ②⑨ 「COD」とは、化学的酸素要求量をいう。
- ③⑩ 「SS」とは、浮遊物質量をいう。
- ③⑪ 「T-N」とは、窒素含有量をいう。
- ③⑫ 「T-P」とは、磷含有量をいう。
- ③⑬ 「遵守」とは、記載された法制度等に従うことをいう。
- ③⑭ 「準拠」とは、記載された基準等に原則従うことをいう。
- ③⑮ 「確認」とは、応募者より提出された資料により、要求水準書や提案書などに適合しているかどうかを事業団が確かめることをいう。なお、確認ができない場合は、事業団は、資料の修正若しくは、追加資料の提出を求めることができる。
- ③⑯ 「承諾」とは、書面で申し出た必要な事項について、事業団が書面により同意することをいう。なお、承諾は事業者の責任による設計・施工管理及び工事をあくまでも発注者の観点から承諾するものであり、承諾によって事業者の責務が免責又は軽減されるものではない。また、事業者は事業団の同意なくして、次の工程に進むことができない。
- ③⑰ 「指示」とは、行為について指図することをいう。事業者は事業団の指示に従わなければならない。

第1 事業内容に関する事項

1. 事業名称

瑞穂市公共下水道(瑞穂処理区) アクアパークみずほ整備事業

2. 事業場所

瑞岐県瑞穂市牛牧地内

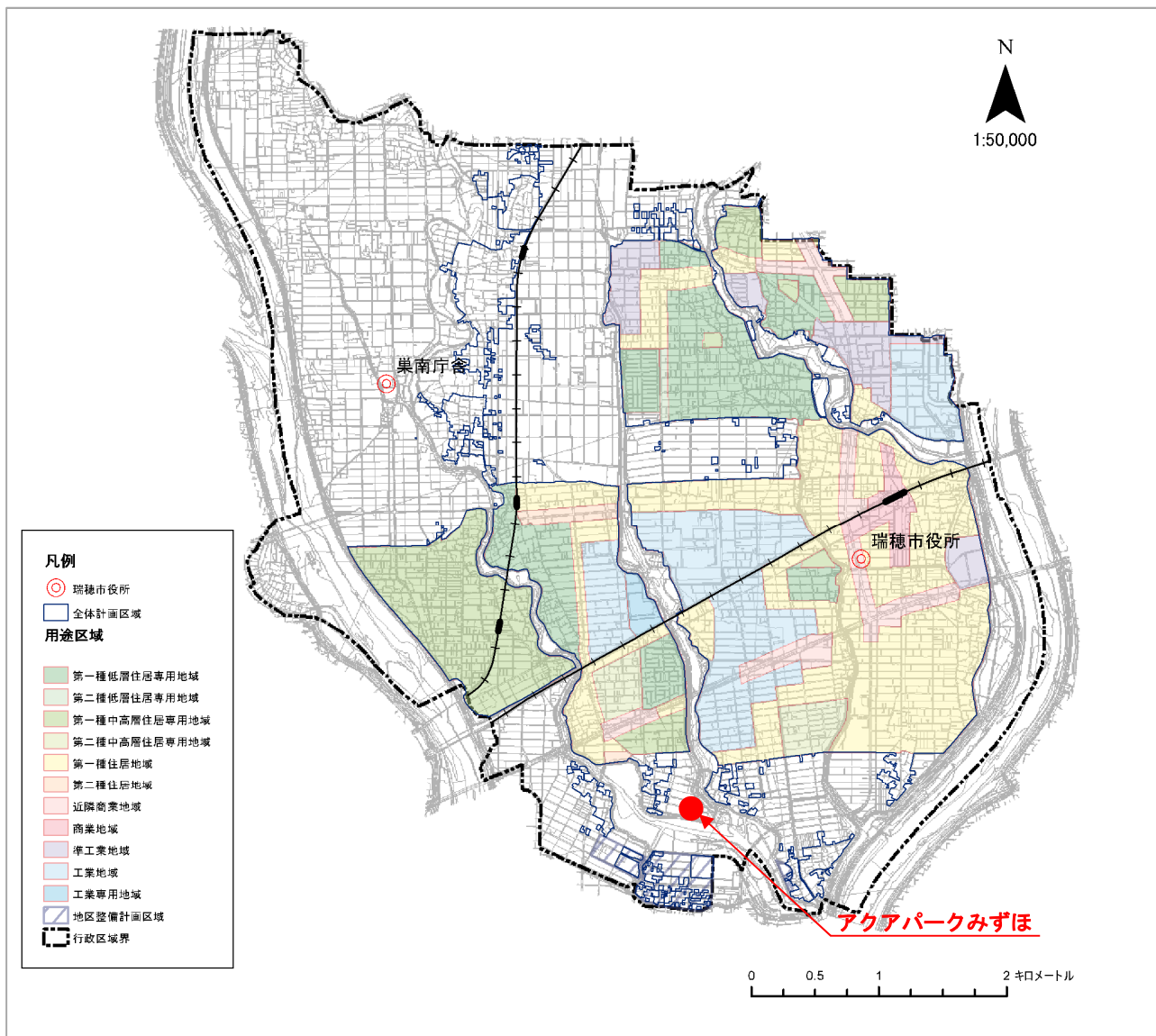


図 1-1 アクアパークみずほ位置図

3. 管理者の名称

瑞穂市長 森 和之

4. 事業の背景・目的

岐阜県瑞穂市は、揖斐川や長良川を始めとする多くの一級河川が流れ、古くから水に恵まれた地域であるが、大雨による河川の氾濫を経験してきている地域でもある。また、岐阜市と大垣市の間に位置し、交通の利便性も良好なことから、都市化が進み、人口増加が続いている。これに伴い、各家庭からの生活雑排水による市内の河川・水路の水質汚濁が進行しており、汚水処理施設の普及拡大が喫緊の課題となっている。

市では、平成6年度に農業集落排水処理施設(呂久処理区)、平成9年度に特定環境保全公共下水道(西処理区)、平成10年度に合併処理浄化槽の設置補助、平成13年度にコミュニティ・プラント(別府処理区)の整備に着手し、汚水処理施設の普及・拡大に取り組んできた。しかし、市街化区域の大半の汚水処理を担う公共下水道(瑞穂処理区)の整備に着手できなかったことから、令和2年度末時点の汚水処理人口普及率は60.1%に留まるなど、依然として県内の他市町村と比べ汚水処理施設の普及が遅れている状況にある。

このような状況を改善するため、市では令和元年度に公共下水道(瑞穂処理区)の事業採択を受け、処理場施設としてアクアパークみずほの整備を進めることとしている。アクアパークみずほの整備にあたり市は、早期の供用開始だけでなく、ライフサイクルコスト・環境負荷の低減に努めると共に、地域の活性化や災害に対する強靱化への貢献を目指している。

事業団は、市からの委託要請に基づき、民間事業者の創意工夫を積極的に取り入れた最適な仕様を定め、処理場施設の整備を行うものである。

なお、本事業を通じて整備された施設の維持管理については、別途、市が指定する者により実施される。

5. 事業の基本方針

市は、事業者の技術力、人材、アイデア等を最大限に活用し、以下の基本方針に基づき本事業を実施する。

(1) ライフサイクルコストの「低減」

事業者の技術力、人材、アイデア等を積極的に取り入れ、本事業で整備する処理場施設のライフサイクルコストを「低減」する。

(2) 「良好で安定した水処理性能の確保」と「エネルギー消費量の削減」

公共下水道(瑞穂処理区)は木曾川及び長良川流域別下水道整備総合計画の区域内にあり、窒素・リンの高度処理導入が求められている。事業計画では、凝集剤併用型高度処理オキシゲーションディッチ法の導入を予定しているが、これに拘らず「良好で安定した汚水処理性能」を有し、かつ「エネルギー消費量等の削減」に資する水処理施設の処理方式を導入する。

(3) 災害に対する「地域強靱化への貢献」

下水道施設は市民生活に欠かせないインフラであり、東南海地震を始めとする大規模地震や大雨による浸水被害等が発生した際にも、その機能維持が求められている。また処理場施設には、地域の避難所等としての機能も求められている。そのため、処理場施設の整備を通じて、災害に対する「地域強靱化に貢献」する。

(4) 「地域社会への貢献」

本事業の実施を通じて地域の企業・人材の活用・育成を進め、活力ある「地域社会の構築に貢献」する。

6. 事業期間

事業期間は、令和5年1月（予定）～令和9年3月とする。

表 1-1 事業期間（予定）

日程		実施事項
令和4年9月～		優先交渉権者の選定及び公表 基本協定締結
設計業務 委託契約書締結 (令和5年1月頃)	～令和6年1月19日	設計業務期間 (提案により完了期日の前倒しは可能である。)
工事請負契約締結 (提案による)	～令和9年3月10日	建設工事期間 (提案により完了期日の前倒しは可能である)

7. 対象施設

(1) 処理場施設の概要

処理場施設について事業計画で定めた概要を表 1-2 に示す。

表 1-2 処理場施設の概要

敷地面積	処理能力	処理方式	予定流入水質	計画放流水質
約 4.2ha	2,450m ³ /日	凝集剤併用型高度処理 オキシデーショントリッチ法	BOD:188mg/L SS:141mg/L T-N:41mg/L T-P:5mg/L	BOD:15mg/L T-N:15mg/L T-P:1.5mg/L

(2) 主要施設の概要

主要施設の概要を表 1-3 及び添付資料1「施設平面図」、添付資料2「水位関係図」に示す。

表 1-3 主要施設の概要

施設の名称	数	構造	能力等
流入渠	1条		φ900
初期ポンプ場	1棟	鉄筋コンクリート造	
主ポンプ	2台	水中汚水ポンプ	φ200×2.6 m ³ /min×32m
除塵施設	1基	スクリーンユニット	目幅 2.5mm×処理水量 5.2 m ³ /min
第二分配槽	1槽	鋳鉄製手動可動堰	500W×300 ストローク
反応タンク	1池	鉄筋コンクリート造	処理水量 2,450m ³ /日
最終沈殿池	1池	鉄筋コンクリート造	処理水量 2,450m ³ /日
凝集剤添加装置	1式	ポリエチレン製円筒型タンク	有効容量 8m ³
紫外線消毒装置	1基	低圧開水路水平設置型	処理水量 3,625m ³ /日
放流渠	1条		φ900

施設の名称	数	構造	能力等
汚泥脱水機	1台	多重板式スクリーンプレス脱水機(Ⅱ型)	36kg-DS/時
脱臭施設	1塔	活性炭吸着塔	20m ³ /分
管理棟	1棟	鉄筋コンクリート造り	地上2階、事務室・中央監視室・会議室・水質試験室・電気室・自家発電機室等
汚泥処理棟	1棟	鉄筋コンクリート造り	地下1階、地上2階、脱水機室・搬出室・電気室・脱臭機室等
自家発電設備	1台	ディーゼル機関方式	375kVA
場内整備	一式		用地造成・場内道路・駐車場・修景施設・雨水排水設備・植栽等

(3) 事業予定地の概要

事業予定地の概要を表 1-4 に示す。

表 1-4 事業予定地の概要

区分	内容
事業場所	岐阜県瑞穂市牛牧地内
用途地域	市街化調整区域
防火地域	指定なし
財産形態	行政財産
容積率	10分の20
建ぺい率	10分の6

(4) 水処理施設の処理方式

全体計画及び事業計画では、水処理施設の処理方式として凝集剤併用型高度処理オキシデーションディッチ法の導入を位置付けているが、ライフサイクルコストの低減が可能な場合には、事業者の提案により処理方式を変更する。提案可能な処理方式は、全体計画で定める予定流入水質から計画放流水質未満への汚水処理が可能であり、提案時に次の事項に該当しているものとする。

- ・ 下水道法施行令第5条の5第1項第2号に示された処理方式又は当該処理方法と同程度以上に下水処理することができる方法
- ・ 添付資料1に示す一般平面図(全体計画)における水処理施設の配置スペース内で所定の処理能力を確保できる方法

なお、当該水処理方式の設備構成においては、次の事項に該当する設備の採用は可能とする。

- ・ 国土交通省による下水道革新的技術実証事業(B-DASHプロジェクト)の技術評価
- ・ 地方共同法人日本下水道事業団による選定新技術

8. 業務範囲

(1) 事業者が行う業務範囲

事業者が行う業務範囲は、対象施設で示した処理場施設の実施設計及び建設工事であり、その業務概要は表 1-5 のとおりである。

表 1-5 業務概要

業務区分		内容
設計	事前調査	・測量、地質調査、周辺環境調査等、事業実施に必要な調査（事業団との協議により必要に応じて実施）
	実施設計	・対象施設の実施設計
	設計実施に伴う各種申請書の作成及び申請	・各種申請等の手続きに必要な書類の作成及び申請
	事業計画申請書の変更図書作成	・水処理施設の処理方式の変更を提案する場合、市が行う下水道法に基づく事業計画の変更に必要な事業計画申請書を作成
建設工事	処理場施設工事	・対象施設の土木工事、建築工事、機械設備工事、電気設備工事、その他必要な工事
	工事に伴う各種許認可の申請	・各種申請等の手続きに必要な書類の作成
	周辺環境対策	・必要な場合は、建設工事に伴う騒音、振動、臭気、地盤沈下等の対策に関する事前及び事後調査の実施
	総合試運転	・対象施設の供用開始に必要な総合試運転の実施（対象施設の維持管理方法を定めたマニュアルの作成を含む。）
	完成図書の作成	・対象施設の完成図書の作成

(2) 事業団が行う業務範囲

事業団の業務範囲は、以下のとおりとする。

- ① 事業者の選定
- ② 交付金事業等交付申請図書作成補助
- ③ 実施設計・建設工事の監督及び各種検査
- ④ 実施設計・建設工事の完成検査
- ⑤ その他必要な業務

第2 募集及び選定に関する事項

1. 事業者の募集及び選定に係る基本方針

事業団は、本事業の参画を希望する応募者を広く公募し、事業の透明性及び公平性の確保に配慮した上で優先交渉権者を決定する。本事業の優先交渉権者は、競争性の担保及び透明性・公平性の確保に十分留意した上で技術提案・交渉方式により募集・選定を行う。

2. 募集及び選定のスケジュール

募集及び選定のスケジュールは表 2-1 のとおり予定している。

表 2-1 募集及び選定のスケジュール（予定）

日程	実施事項
令和4年9月5日	募集要項等の公表
令和4年9月26日	競争参加資格に関する質問の提出期限
令和4年9月29日	募集要項等に関する質問の提出期限
令和4年10月11日	競争参加資格に関する質問回答の公表
令和4年10月18日	参加表明書及び競争参加資格確認申請書類の提出
令和4年10月26日	募集要項等に関する質問回答の公表
令和4年11月8日	資格審査結果の通知
令和4年11月9日	技術提案書の提出
令和4年11月下旬	技術提案のヒアリング及び技術提案の改善（技術対話）※ 必要に応じて
令和5年1月中旬	優先交渉権者の選定、審査結果の通知
令和5年1月中旬以降	基本協定の締結
委託契約締結～令和6年1月19日	実施設計
実施設計終了後	契約交渉、工事請負契約の締結
工事請負契約締結～令和9年3月10日	建設工事

3. 契約の留意点

本事業は、図 2-1 に示す契約の流れにより実施する。事業団は、対象施設の設計を行う設計企業と対象施設の建設工事を行う建設企業から構成される応募者の中から技術提案等に基づき特定企業グループを優先交渉権者として選定し、基本協定締結後、特定企業グループの設計企業と設計業務の委託契約を締結し、工事請負契約は、特定企業グループの建設企業と締結する。なお、事業団は、基本協定に基づき工事価格の交渉を行い、交渉が成立した場合には、特定企業グループの建設企業と工事請負契約を締結する。

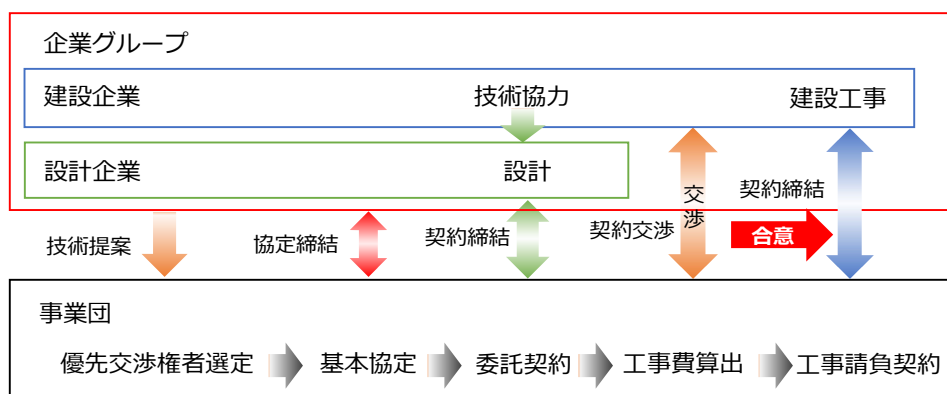


図 2-1 本事業の契約の流れ

(1) 基本協定の締結

事業団は、設計業務委託契約及び工事請負契約の締結に向けて基本的な事項を定めると共に両契約の一体性を確保するため、選定された優先交渉権者と基本協定を締結する。

(2) 設計業務委託契約の締結

特定企業グループのうち、設計企業は、本事業を遂行するために、設計業務の委託契約を事業団と締結する。

(3) 工事請負契約の締結

特定企業グループのうち、建設企業は、設計業務に基づき事業団により算出された工事費、及び建設企業が提出した見積等を参考に、事業期間、請負代金額、対象施設の設計図書等の施工条件等の契約交渉を行い、交渉が成立した場合には工事請負契約を事業団と締結する。

4. 応募者の構成

(1) 応募者のグループ構成

応募者のグループ構成を図 2-2 に示す。応募者の企業グループには、対象施設の実設計業務を行う設計企業と土木・建築工事、機械設備工事、電気設備工事を行う建設企業を含むものとする。応募者の企業グループの代表企業は、建設企業が務めるものとする。

一応募者を構成する企業（以下「構成員」という。）は他の応募者の構成員となることはできない。

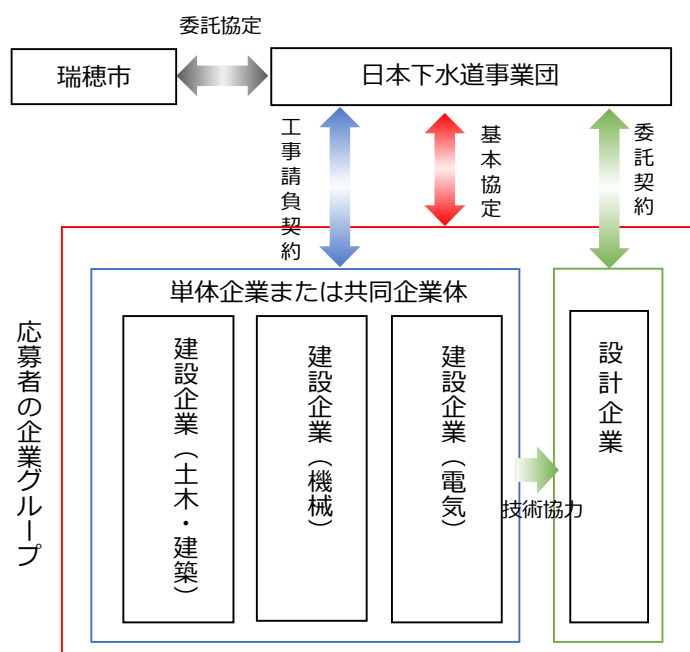


図 2-2 応募者のグループ構成

(2) 建設企業

土木・建築工事、機械設備工事、電気設備工事を行う建設企業単体又は複数の企業により共同企業体を結成する。共同企業体の形態は甲型（共同施工方式）又は乙型（分担施工方式）とする。

(3) 設計企業

応募者の企業グループの同一企業が設計企業と建設企業を兼ねることはできない。設計企業は一企業による構成とする。

5. 応募者の審査及び選定手続き

(1) 提案の審査及び評価

応募者から提出された技術提案書の審査及び評価は、事業団内部の審査会及び外部の有識者の意見聴取により行う。

なお、意見徴収を行う外部の有識者への問い合わせや働きかけについては禁止する。また、審査結果の公正性を損なう行為をした応募者は失格とする。

また、私的独占の禁止及び構成取引の確保に関する法律に違反するような、談合、他の応募者との連絡交渉、不当な取引制限、他の応募者への情報（応募に係る参考見積額、提案内容の情報等）の漏洩若しくは開示、又は他の応募者からの情報取得、その他応募にあたり違反又は不正と疑われる行為は一切禁止する。

(2) 審査及び評価方法

審査及び評価方法は、優先交渉権者選定基準による。

(3) 優先交渉権者の決定

事業団は、技術評価点が最も高い技術提案をした応募者について、入札・契約手続運営委員会の審議を経て優先交渉権者として決定する。

技術評価点が次順位移行となった各応募者は、次順位以降の交渉権者に決定する。

(4) 審査結果の通知及び公表

事業団は、審査及び選定の結果を取りまとめて、速やかに応募者に対して通知するとともに、事業団のホームページで公表する。

(5) 審査・選定の流れ

① 競争参加資格確認申請書類の確認

事業団は、本事業の応募者に提出を求めた競争参加資格確認申請書類が全て揃っていることを確認する。書類不備の場合は失格とする。ただし軽微な書類不備の場合は、この限りではない。

② 競争参加資格要件の審査

事業団は、応募者が募集要項に記載した応募者が備えるべき競争参加資格要件を満たしていることを審査する。募集要項に示す競争参加資格要件の具備が確認できない場合は失格とする。

③ 競争参加資格審査の確認結果の通知

事業団は、競争参加資格審査の確認結果を応募者の代表企業に通知する。

④ 技術提案書類の確認

事業団は、応募者から提出された技術提案書類が全て揃っており、要求事項を満たしていることを確認する。

⑤ ヒアリングの実施

応募者ごとに技術提案書及び参考見積額（概算事業費との乖離状況等）に関するヒアリングを行う。

⑥ 技術提案の改善（技術対話）

応募者のヒアリング結果に基づき、応募者に対して技術提案の内容の一部を改善することにより優れた技術提案となる場合や、一部の不備を解決できる場合には、技術対話を実施し、技術提案の改善を求め、または改善の提案する機会を与える。技術対話の範囲は、技術提案に関する事項とし、それ以外の項目については、原則として対話の対象としない。技術対話は、技術提案を提出したすべての競争参加者を対象に実施する。

⑦ 提案内容の審査

事業団は、応募者が提出した提案内容に対して、評価項目及び配点に基づき技術評価点を算出する。詳細については、優先交渉権者選定基準に示す。

- ⑧ 外部有識者への意見聴取
提案内容の審査にあたっては、事業団の恣意を排除し、中立かつ公正な審査・評価を行うため、外部有識者で構成される技術提案・交渉方式検討委員会において、審査内容の妥当性について意見を聴取するものとする。
- ⑨ 優先交渉権者の決定
事業団は、外部有識者への意見聴取を経て算出した技術評価点が最も高い技術提案をした応募者について、優先交渉権者として決定する。
技術評価点が次順位以降となった各応募者は、次順位以降の交渉権者に決定する。
- ⑩ 審査結果の通知及び公表
事業団は、審査及び選定の結果を取りまとめて、速やかに応募者に対して通知するとともに、事業団のホームページで公表する。公表は、優先交渉権者となった応募者の企業名とし、優先交渉権以外の応募者の企業名は公表しない。なお、電話等による問い合わせには応じない。

(6) 担当部局

- ① 契約締結等に関すること
〒113-0034 東京都文京区湯島 2-31-27 湯島台ビル 4階
日本下水道事業団 関東・北陸総合事務所 契約課
電話 03-3818-1212
- ② 競争参加資格の確認に関すること
〒113-0034 東京都文京区湯島 2-31-27 湯島台ビル 5階
日本下水道事業団 東日本設計センター 企画調整課
電話 03-3818-1448
FAX 03-3818-3536

(7) 概算事業費

本事業の概算事業費の内、工事分は基本設計において次のとおりと想定している。

金 3, 300, 000, 000 円(消費税及び地方消費税を除く)

また、概算事業費の内、実施設計分は、概算動員数として約1,000人を想定している。

6. 応募方法等

(1) 競争参加資格に関する質問の受付・回答

競争参加資格に関する質問の受付を以下のとおり行うものとし、電話等による質問には一切応じない。

- ① 受付期間：令和4年9月6日(火)～令和4年9月26日(月)
- ② 受付方法：様式20-1「競争参加資格に関する質問書」(MS-Excelにより作成)質問内容を簡潔にまとめ、「5. 応募者の審査及び選定手続き(6)担当窓口②、メールアドレス:jshigashikikaku-koji2@jswa.go.jp」に記載のメールアドレス宛に電子メールの添付ファイルとして提出すること。その際の着信確認は下記受付窓口にて電話にて送信者の責任において行うものとする。
- ③ 回答方法：質問に対する回答は、事業団ホームページにて公表する。ただし、質問に関しては、本事業に直接関係するものについてのみ回答するものとし、質問者の競争上の地位その他正当な利益の保護の観点から、不開示とすることが妥当であると判断したものについては、質問及び回答を公表しない場合がある。
- ④ 回答日：令和4年10月11日(火)

(2) 募集要項等に関する質問の受付・回答

募集要項等に関する質問の受付を以下のとおり行うものとし、電話等による質問には一切応じない。

- ① 受付期間：令和4年9月6日(火)～令和4年9月29日(木)
- ② 受付方法：様式20-2「募集要項等に関する質問書」～様式20-9「様式集に関する質疑」(MS-Excelにより作成)質問内容を簡潔にまとめ、「(6)担当窓口②、メールアドレス：jshigashi-kikaku-koji2@jswa.go.jp」に記載のメールアドレス宛に電子メールの添付ファイルとして提出すること。その際の着信確認は下記受付窓口に電話にて送信者の責任において行うものとする。
- ③ 回答方法：質問に対する回答は、事業団ホームページにて公表する。ただし、質問に関しては、本事業に直接関係するものについてのみ回答するものとし、質問者の競争上の地位その他正当な利益の保護の観点から、不開示とすることが妥当であると判断したものについては、質問及び回答を公表しない場合がある。
- ④ 回答日：令和4年10月26日(水)

(3) 資料の閲覧

以下のとおり資料の閲覧を認める。

- ① 閲覧資料
瑞穂市公共下水道(瑞穂処理区)終末処理場基本設計業務委託(令和2年度)
瑞穂市公共下水道(瑞穂処理区)地質調査業務委託(令和2年度)
- ② 閲覧期間：令和4年9月6日(火)～令和4年9月29日(木)(休日を除く)
- ③ 閲覧時間：9時30分から17時00分まで
- ④ 申込先：日本下水道事業団東日本設計センター土木設計課まで事前に電話で申し込むこと。
(電話 03-3818-1450)
- ⑤ 閲覧場所：日本下水道事業団 東日本設計センター 土木設計課
〒113-0034 東京都文京区湯島 2-31-27 湯島台ビル6階
なお、閲覧場所からの持ち出しは認めないが、資料の撮影は認める。

(4) 競争参加資格確認申請書の提出

競争参加資格確認申請書は、様式集の「競争参加資格確認申請に係る提出様式」を以下により提出すること。

- ① 提出期間：令和4年9月5日(月)～令和4年10月18日(火)
- ② 受付場所：5. 応募者の審査及び選定手続き(6)担当窓口②
- ③ 提出方法：原則、郵送(書留郵便に限る。)又は託送(書留郵便と同等のものに限る。)(以下「郵送等」という。)のみとし、ファックスによるものは受け取らない。当面の間、申請資料等の提出は、原則として郵送等での対応とする。郵送物と同じ内容のPDFファイルをメールアドレス「jshigashi-kikaku-koji2@jswa.go.jp」まで送付すること。郵送等による提出の場合、様式14を「5. 応募者の審査及び選定手続き(6)担当窓口②」あてにFAXを送信すること。

(5) 応募辞退届の受付

競争参加資格を有する旨の通知を受けた応募者が、応募を辞退する場合は、受付期間内に応募辞退届を提出するものとする。なお、書類の提出は、代表企業が行わなければならない。

- ① 受付期間：令和4年11月8日(火)～令和4年11月16日(水)(休日を除く)までの毎日、午前10時00分から12時00分まで及び13時00分から16時00時までとする。
- ② 受付場所：5. 応募者の審査及び選定手続き(6)担当窓口②

- ③ 提出方法：持参すること。
- ④ 提出書類：様式2

(6) 技術提案書の提出

技術提案書は、様式集の「技術提案書に関する提出様式」及び「参考見積書等に関する提出様式」を以下により提出すること。

- ① 提出期間：令和4年9月5日(月)～令和4年11月9日(水)
- ② 受付場所：5. 応募者の審査及び選定手続き(6)担当窓口②
- ③ 提出方法：原則、郵送等のみとし、ファックスによるものは受け取らない。当面の間、申請資料等の提出は、原則として郵送等での対応とする。郵送物と同じ内容のPDFファイルをメールアドレス「jshigashi-kikaku-koji2@jswa.go.jp」まで送付すること。郵送等による提出の場合、様式14を「5. 応募者の審査及び選定手続き(6)担当窓口②」あてにFAXを送信すること。

(7) 技術提案書の再提出

技術対話終了後、日本下水道事業団の要請により、技術提案書の再提出を行う場合は、以下に従うものとする。

- ① 再提出の要請：提出の要・不要を別途通知する。
- ② 提出期間：別途通知する。なお、土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、10時00分から12時00分まで、13時00分から16時00分まで。
- ③ 受付場所：5. 応募者の審査及び選定手続き(6)担当窓口②
- ④ 提出方法：原則、郵送等のみとし、ファックスによるものは受け取らない。当面の間、申請資料等の提出は、原則として郵送等での対応とする。郵送物と同じ内容のPDFファイルをメールアドレス「jshigashi-kikaku-koji2@jswa.go.jp」まで送付すること。郵送等による提出の場合、様式14を「5. 応募者の審査及び選定手続き(6)担当窓口②」あてにFAXを送信すること。

(8) 応募に関する留意事項

- ① 募集要項の承諾
応募者は技術提案書の提出をもって、募集要項及び追加資料の記載内容を承諾したものとみなす。
- ② 費用負担
応募に際し、応募に係る費用は、すべて応募者の負担とする。
- ③ 応募において使用する言語・通貨単位及び時刻
応募において使用する言語は日本語、単位は計量法(平成4年法律第51号)に定めるもの、通貨単位は円、時刻は日本標準時とする。
- ④ 著作権
応募者の提出書類に含まれる著作物の著作権は、応募者に帰属する。ただし、事業者として選定した者の技術提案書について、事業団が本事業に必要と認める時には、事業者の承諾を経て事業団は提案内容の全部又は一部を無償で使用できるものとする。また、事業者として選定した者以外の提案内容については、原則的に使用しない。
- ⑤ 特許権等
提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利となっている材料、工法、維持管理方法等を使用したことに起因する責任は、提案を行った応募者が負う。
- ⑥ 提出書類の取扱い
応募者から提出を受けた書類は返却しない。
- ⑦ 提示資料の取扱い
事業団が提示する資料は、応募に係る検討以外の目的で使用することはできないものとする。

⑧ 応募無効に関する事項

以下のいずれかに該当する提案書は、無効とする。

- (ア) 募集要項に示した応募者の備えるべき応募資格のない者が提出した書類
- (イ) 事業名及び見積金額のない書類
- (ウ) 代表企業名、構成企業名及び押印のない又は不明瞭な書類
- (エ) 事業名に誤りのある書類
- (オ) 見積金額の記載が不明瞭な書類
- (カ) 見積金額を訂正した書類
- (キ) 一つの応募について同一の者が二以上の提案を行った書類
- (ク) 技術提案書の受付期間締切までに市の担当窓口には到達しなかった書類
- (ケ) 公正な価格を害し、又は不正な利益を得るために明らかに連合したと認められる者が提出した書類
- (コ) 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号)に違反し、見積金額又はその他の点に関し、明らかに公正な競争を不法に阻害したと認められる者が提出した書類

⑨ 競争参加資格がないと認められた者に対する理由の説明

競争参加資格がないと認められた者は、契約職に対して参加資格がないと認められた理由について、次に従い、書面により説明を求められることができる。

- (ア) 受付窓口：5. 応募者の審査及び選定手続き(6)担当窓口②
- (イ) 受付時間：土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日。10時00分から12時00分まで。

⑩ 再苦情申立て

本事業の参加資格がないと認められた理由の説明に不服がある者は、次に従い書面を受け取った日から7日以内(土曜日、日曜日及び祝日を除く。)に書面により、理事長に対して再苦情の申立てを行うことができる。再苦情の申立てについては日本下水道事業団入札監視委員会が審議を行う。

- (ア) 受付窓口：5. 応募者の審査及び選定手続き(6)担当窓口②
- (イ) 受付時間：土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日。10時00分から12時00分まで。

(9) その他

- ① 申請書及び資料等の作成説明会は行わない。
- ② 申請書及び資料の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。
- ③ 契約職は、提出された申請書及び資料を、参加資格の確認以外に応募者に無断で使用しない。
- ④ 提出された申請書及び資料、返却しない。
- ⑤ 提出期限以降における書類の差し替え及び再提出は認めない。
- ⑥ 応募に関する問い合わせ先：5. 応募者の審査及び選定手続き(6)担当窓口②

7. 必要事項の通知

募集要項等に定めるもののほか、応募にあたっての留意点等、必要な事項が生じた場合には、代表企業に通知する。

8. 建設企業の競争参加資格

本事業の選定に参加するのに必要な資格を有する者(建設企業)とは、次に掲げる条件を全て満足し、かつ、契約職による本事業に係る競争参加資格確認の結果、資格があると認められた者とする。

- (1) 工事請負業者の選定等に関する達(平成6年達第7号。以下「達」という。)第2条第1号の規

(建設工事、技術提案・交渉方式(技術協力・施工タイプ)、事前審査)

定に該当し、かつ、第2条の2の規定に該当しない単体有資格業者又は特定建設共同企業体であること。

(2) 単体有資格業者においては日本下水道事業団において一般競争参加資格の認定を受けていること。特定建設共同企業体においては日本下水道事業団における本工事に係る特定建設共同企業体として認定を受けていること。(会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、理事長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。)(特定建設共同企業体の場合は構成員のいずれもが条件を満たしていること。)

(3) 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者((2)の再認定を受けた者を除く。)でないこと。(特定建設共同企業体の場合は構成員のいずれもが条件を満たしていること。)

(4) 本工事で指定した日本下水道事業団における一般競争参加資格の認定工事種別及び等級区分に該当する者で、かつ、必要となる建設業の許可に係る営業所(本店又は支店もしくは常時建設工事の請負契約を締結する事務所をいう。)を必要となる所在地に有する者であること。

「建設業の許可を有する営業所等の所在地」に、北海道、東北地方、関東地方、北陸地方、中部地方、近畿地方、中国地方、四国地方又は九州地方との記載がある場合、その地方に含まれる都道府県は次のとおりとし、記載された地方のいずれかの都道府県内に必要な許可に係る営業所を有すること。

- ① 北海道
- ② 東北地方 (青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県)
- ③ 関東地方 (茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、山梨県、長野県)
- ④ 北陸地方 (新潟県、富山県、石川県)
- ⑤ 中部地方 (岐阜県、静岡県、愛知県、三重県)
- ⑥ 近畿地方 (福井県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県)
- ⑦ 中国地方 (鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県)
- ⑧ 四国地方 (徳島県、香川県、愛媛県、高知県)
- ⑨ 九州地方 (福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県)
- ⑩ 沖縄県

(5) 一般競争参加資格の客観的事項について算定した点数(経営事項評価点数)は、本工事で指定した値以上であること。

(6) 本工事で求める施工実績は、平成19年度以降に引き渡した建設工事又は機械設備工事又は電気設備工事において、元請として施工した実績(特定、経常又は大手企業連携型建設共同企業体の構成員としての実績は、出資比率20%以上の場合のものに限る。)であること。ただし、経常建設共同企業体にあつては、構成員のうち1者が上記の施工実績を有していればよい。なお、本工事で求める建設工事の施工実績を選定する際は、別添「建設工事における企業(配置予定技術者)の施工実績(工事経験)に係る要件について」に留意すること。

(7) 本工事で求める配置予定の主任技術者、監理技術者又は特例監理技術者は、以下のとおりである。

建設業法第26条第3項ただし書きの規定の適用を受ける監理技術者(以下「特例監理技術者」という。)及び特例監理技術者の行うべき職務を補佐する者(以下「監理技術者補佐という。)」の配置の有無は、公告、募集要項の3.9その他、及び「3.9その他」の補足説明による。

① 【単体有資格業者又は特定建設共同企業体(甲型・乙型)の代表者】

(ア) 主任技術者又は監理技術者並びに工事担当技術者を本工事現場に専任で配置できること。また、特例監理技術者の場合は専任を求めない。

(イ) 主任技術者又は監理技術者並びに工事担当技術者を工場製作期間に配置できること。

(ウ) 主任技術者、監理技術者又は特例監理技術者並びに工事担当技術者の工事経験は、平成19

(建設工事、技術提案・交渉方式(技術協力・施工タイプ)、事前審査)
年度以降に元請けとして施工し、引き渡し完了した施設に限る。なお、経常建設共同企業体にあつては、構成員のうち1者の主任技術者、監理技術者又は特例監理技術者が上記工事の工事経験を有していればよい。

ただし、主任技術者、監理技術者又は特例監理技術者並びに工事担当技術者が本工事で求める工事経験を有していない場合は、別に工事経験を有する者を担当技術者(現場代理人でも可)として配置することにより、本工事で求める工事経験とすることができる。なお、この場合の担当技術者は、工事現場に非専任とする。専任する場合のみCORINSに登録すること。

- (エ) 主任技術者は、機械器具設置工事業又は水道施設工事業に係る資格要件を満たす者であること。
- (オ) 監理技術者又は特例監理技術者は、監理技術者資格者証(機又は水)及び監理技術者講習修了証を有する者であること。
- (カ) 工事担当技術者は、その施工内容に該当する主任技術者または監理技術者であること。
- (キ) 主任技術者、監理技術者又は特例監理技術者及び監理技術者補佐並びに工事担当技術者は、直接的かつ恒常的な雇用関係がある者に限る。
- (ク) 単体有資格業者又は特定建設共同企業体の機械設備工事以外の施工内容を実施する場合は、実績を有する各工種の工事担当技術者(乙型にあつては監理技術者)を専任で配置すること。

② 【特定建設共同企業体(甲型)の代表者以外】

施工内容に該当する下記の【機械設備工事】に記載する資格を持った主任技術者又は監理技術者を適切に配置すること。

- (ア) 主任技術者又は監理技術者を本工事現場に専任で配置できること。また、特例監理技術者の場合は専任を求めない。
- (イ) 主任技術者又は監理技術者を工場製作期間に配置できること。
- (ウ) 主任技術者、監理技術者の工事経験は、平成19年度以降に元請けとして施工し、引き渡し完了した施設に限る。なお、経常建設共同企業体にあつては、構成員のうち1者の主任技術者、監理技術者又は特例監理技術者が上記工事の工事経験を有していればよい。

ただし、主任技術者、監理技術者又は特例監理技術者が本工事で求める工事経験を有していない場合は、別に工事経験を有する者を担当技術者(現場代理人でも可)として配置することにより、本工事で求める工事経験とすることができる。なお、この場合の担当技術者は、工事現場に非専任とする。専任する場合のみCORINSに登録すること。

- (エ) 主任技術者は、機械器具設置工事業又は水道施設工事業に係る資格要件を満たす者であること。
- (オ) 監理技術者又は特例監理技術者は、監理技術者資格者証(機又は水)及び監理技術者講習修了証を有する者であること。
- (カ) 主任技術者、監理技術者又は特例監理技術者は、直接的かつ恒常的な雇用関係がある者に限る。

③ 【特定建設共同企業体(乙型)の代表者以外】

施工内容に該当する下記の【土木工事・建築工事】【機械設備工事】【電気設備工事】に記載する資格・実績を持った主任技術者又は監理技術者を適切に配置すること。

【土木工事・建築工事】

- (ア) 主任技術者又は監理技術者を次のとおり本工事現場に専任で配置できること。
下請契約の額が4,000万円(建築工事一式の場合は6,000万円)以上となる場合は、監理技術者とする。
土木工事の場合、主任技術者または監理技術者は、1級土木施工管理技士、2級土木施工管理技士(種別を「土木」とするものに限る。)又はこれと同等以上の資格を有する者並びに土木工事業に係る建設業法第7条第2号イ、ロ、ハのいずれかに該当する者であること。な

お、「これと同等以上の資格を有する者」とは、次の者をいう。【土木工事の場合】

- ・ 1級建設機械施工技士の資格を有する者。
- ・ 2級建設機械施工技士の資格を有する者。
- ・ 技術士(建設部門、農業部門(選択科目を「農業土木」とするものに限る。)、森林部門(選択科目を「森林土木」とするものに限る。))又は総合技術監理部門(選択科目を「建設」、「農業-農業土木」又は「森林-森林土木」とするものに限る。))の資格を有する者。

これらと同等以上の資格を有するものとは国土交通大臣が認定した者とする。

土木工事に建築工事を一体として施工を担当する場合は、建築工事の現場施工の全期間にわたり、建築一式工事の主任技術者又は監理技術者になりうる資格を有する者を建築工事担当技術者として専任で配置できること。建築工事担当技術者は、直接的かつ恒常的な雇用関係がある者に限る。

建築工事の場合の主任技術者または監理技術者は、1級建築士、1級建築施工管理技士、2級建築士、2級建築施工管理技士(種別を「建築」とするものに限る。)又はこれと同等以上の資格を有する者並びに建築工事業に係る建設業法第7条第2号イ、ロ、ハのいずれかに該当する者であること。なお、「これと同等以上の資格を有する者」とは、次の者をいう。

【建築工事の場合】

- ・ これらと同等以上の資格を有するものと国土交通大臣が認定した者とする。

建築工事に土木工事を一体として施工を担当する場合は、土木工事の現場施工の全期間にわたり、土木一式工事の主任技術者又は監理技術者になりうる資格を有する者を土木工事担当技術者として専任で配置できること。土木工事担当技術者は、直接的かつ恒常的な雇用関係がある者に限る。

- (イ) 該当する特定建設共同企業体(乙型)の代表者以外にあっては、本工事で求める工事経験を有する主任技術者又は監理技術者を本工事に配置できること。ただし、平成19年度以降に元請として施工し引渡しが完了した施設に限る。なお、経常建設共同企業体にあっては、構成員のうち1者の主任技術者又は監理技術者が本工事で求める工事経験を有していればよい。

ただし、主任技術者又は監理技術者が本工事で求める工事経験を有していない場合は、別に工事経験を有する者を担当技術者として配置することにより、本工事の工事経験とすることができる。なお、この場合の担当技術者は、工事現場に非専任とする。専任する場合のみCORINSに登録すること。

本工事で求める工事経験を選定する際は別添「建設工事における企業(配置予定技術者)の施工実績(工事経験)に係る要件について」に留意すること。

- (ウ) 監理技術者にあっては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。
- (エ) 配置予定の主任技術者又は監理技術者は、直接的かつ恒常的な雇用関係がある者に限る。

【機械設備工事】

- (ア) 主任技術者又は監理技術者を本工事現場に専任で配置できること。
- (イ) 主任技術者又は監理技術者を工場製作期間に配置できること。
- (ウ) 主任技術者又は監理技術者の工事経験は、平成19年度以降に、元請けとして施工し、引き渡しが完了した施設に限る。なお、経常建設共同企業体にあっては、構成員のうち1者の主任技術者又は監理技術者が上記工事の工事経験を有していればよい。

ただし、主任技術者又は監理技術者が本工事で求める工事経験を有していない場合は、別に工事経験を有する者を担当技術者(現場代理人でも可)として配置することにより、本工事で求める工事経験とすることができる。なお、この場合の担当技術者は、工事現場に非専任とする。専任する場合のみCORINSに登録すること。

- (エ) 主任技術者は、機械器具設置工事業又は水道施設工事業に係る資格要件を満たす者であること。

(建設工事、技術提案・交渉方式(技術協力・施工タイプ)、事前審査)

- (オ) 監理技術者は、監理技術者資格者証(機又は水)及び監理技術者講習修了証を有する者であること。
- (カ) 主任技術者又は監理技術者は、直接的かつ恒常的な雇用関係がある者に限る。

【電気設備工事】

- (ア) 主任技術者又は監理技術者を本工事現場に専任で配置できること。
- (イ) 主任技術者又は監理技術者を工場製作期間に配置できること。
- (ウ) 主任技術者又は監理技術者の工事経験は、平成19年度以降に、元請けとして施工し、引き渡し完了した施設に限る。なお、経常建設共同企業体にあつては、構成員のうち1者の主任技術者又は監理技術者が上記工事の工事経験を有していればよい。
ただし、主任技術者又は監理技術者が本工事で求める工事経験を有していない場合は、別に工事経験を有する者を担当技術者(現場代理人でも可)として配置することにより、本工事の工事経験とすることができる。なお、この場合の担当技術者は、工事現場に非専任とする。専任する場合のみCORINSに登録すること。
- (エ) 主任技術者は、電気工事業に係る建設業法第7条第2号イ、ロ、ハのいずれかに該当する者であること。
- (オ) 監理技術者は、監理技術者資格者証(電)及び監理技術者講習修了証を有する者であること。
- (カ) 主任技術者又は監理技術者は、直接的かつ恒常的な雇用関係がある者に限る。

(8) 本工事で求める配置予定の設計担当技術者は、以下のとおりである。

① **【単体有資格業者又は特定建設共同企業体(甲型・乙型)の代表者】**

- (ア) 設計担当技術者の設計経験は、平成19年度以降に元請けとして施工し、引き渡し完了した施設に限る。
- (イ) 設計担当技術者は、機械器具設置工事業又は水道施設工事業に係る主任技術者に準じる学科を修め、大学(高等専門学校を含む)卒業後3年若しくは高等学校(中等教育学校を含む)卒業後5年以上の機械設備の設計実務経験、又は機械器具設置工事業又は水道施設工事業に係る10年以上の機械設備の設計経験を有する者。又は監理技術者資格者証(機)を有する者であること。
- (ウ) 設計担当技術者は、直接的かつ恒常的な雇用関係がある者に限る。
- (エ) 機械設備工事以外の施工内容を実施する場合は、その施工内容に該当する下記の**【機械設備工事】****【電気設備工事】**に記載する資格・実績を持った設計担当技術者を配置すること。
なお、特定建設共同企業体(乙型)にあつては、設計担当技術者は代表者又は代表者以外から求めることができる。

② **【特定建設共同企業体(甲型)の代表者以外】**

- (ア) 設計担当技術者は、特定建設共同企業体(甲型)の代表者以外からは求めるが資格要件および設計経験は問わない。
- (イ) 設計担当技術者は、直接的かつ恒常的な雇用関係がある者に限る。

③ **【特定建設共同企業体(乙型)の代表者以外】**

- (ア) 施工内容に該当する下記の**【機械設備工事】****【電気設備工事】**に記載する資格・実績を持った設計担当技術者を配置すること。
- (イ) 設計担当技術者は、直接的かつ恒常的な雇用関係がある者に限る。

【機械設備工事】

- (ア) 設計担当技術者の設計経験は、平成19年度以降に元請けとして施工し、引き渡し完了した施設に限る。
- (イ) 設計担当技術者は、機械器具設置工事業又は水道施設工事業に係る主任技術者に準じる学科

(建設工事、技術提案・交渉方式(技術協力・施工タイプ)、事前審査)を修め、大学(高等専門学校を含む)卒業後3年若しくは高等学校(中等教育学校を含む)卒業後5年以上の機械設備の設計実務経験、又は機械器具設置工事業又は水道施設工事業に係る10年以上の機械設備の設計経験を有する者。又は監理技術者資格者証(機)を有する者であること。

【電気設備工事】

(ア)設計担当技術者の設計経験は、平成19年度以降に元請けとして施工し、引き渡し完了した施設に限る。

(イ)設計担当技術者は、(7)と同等以上の者であること。ただし、自家発電設備の工事経験を求める場合で、配置予定の設計担当技術者が自家発電設備の設計経験を有していない場合は、別に設計経験を有する者を配置すること。ただし、この場合は別に配置する自家発電設備の設計経験を有している者を担当技術者としてCORINSに登録すること。

(9) 日本下水道事業団が発注した工事における工事成績評定通知書に記載されている評定点の平均が過去2年間(令和元年10月01日～令和03年09月30日に工期末の完成工事)日に工期末の完成工事)連続して60点未満でないこと。

(10) 競争参加資格確認申請書(以下「申請書」という。)及び競争参加資格確認資料(以下「資料」という。)の提出期限の日から落札者の決定の時までの期間に、日本下水道事業団から工事請負契約に係る指名停止等取扱要領(昭和59年7月2日付経契発第13号)に基づく指名停止を指定された区域で受けていないこと、又は入札公告に示した地公共団体からの指名停止の措置を受けていないこと(特定建設共同企業体の場合は構成員のいずれもが条件を満たしていること。)

「日本下水道事業団の指名停止の区域」に、北海道、東北区域、関東区域、北陸区域、中部区域、近畿区域、中国区域、四国区域又は九州区域との記載がある場合、その区域に含まれる都道府県は次のとおりとする。

- ① 北海道 (北海道)
- ② 東北区域 (青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県)
- ③ 関東区域 (茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、山梨県、長野県)
- ④ 北陸区域 (新潟県、富山県、石川県)
- ⑤ 中部区域 (岐阜県、静岡県、愛知県、三重県)
- ⑥ 近畿区域 (福井県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県)
- ⑦ 中国区域 (鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県)
- ⑧ 四国区域 (徳島県、香川県、愛媛県、高知県)
- ⑨ 九州区域 (福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県)

(11) 本事業に係るアドバイザー業務の受託者及びその協力会社である(株)NJS、(株)日本総合研究所及びアンダーソン・毛利・友常法律事務所外国法共同事業並びにこれらの者と資本又は人事等において関連のある者でないこと。なお、資本若しくは人事面において関連があるとは、以下のいずれかに該当するものである。

- ① 上記の企業等の発行済株式総数の100分の50を超える株式を有し、又はその出資総額の100分の50を超える出資をしている場合
- ② 建設企業の代表権を有する役員が、上記の企業の代表権を有する役員を兼ねている場合

(12) 暴力団又は暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者若しくはこれに準ずる者でないこと。

(13) 要求水準書の定めにより提出された技術提案書が優良であり、かつ要求水準書で定める条件を全て満たしていること。

- ① 技術提案書は、募集要項等に定める内容を全て記載して提出すること。
- ② 技術提案書の記載内容は、当該施設、躯体構造などに適合したものであること。
- ③ 技術提案書に係る技術対話は必要により行う。
- ④ 本事業に係る概算事業費の内、工事分は3,300百万円(消費税及び地方消費税を除く)とする。

なお、設計業務において設計・施工条件の見直しがなされた場合、概算事業費の見直しを行うもの

とする。また、実施設計費は、概算動員数は約1,000人を想定している。

(14) 以下に定める届出の義務を履行していない建設業者(当該届出の義務がない者を除く。)でないこと。

- ① 健康保険法(大正11年法律第70号)第48条の規定による届出の義務
- ② 厚生年金保険法(昭和29年法律第115号)第27条の規定による届出の義務
- ③ 雇用保険法(昭和49年法律第116号)第7条の規定による届出の義務

9. 設計企業の競争参加資格

本事業の選定に参加するのに必要な資格を有する者(設計企業)とは、次に掲げる条件を全て満たし、かつ、契約職による本事業に係る競争参加資格確認の結果、資格があると認められた者(単体企業)とする。

- (1) 建設コンサルタント等の選定等に関する達(平成6年達第8号、以下「達」という。)第2条第1号の規定に該当し、かつ、第2条の2の規定に該当しない者であること。
- (2) 事業団における令和3・4年度建設コンサルタント業務等に係る一般競争(指名競争)参加資格(業種区分を建設コンサルタント業務とするものに限る。)の認定を受けていること(会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てがなされているものについては、手続開始の決定後、理事長上が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること)。
- (3) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立てがなされている者または民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立てがなされているもの((2)の再認定を受けたものを除く。)でないこと。
- (4) 競争参加資格確認申請書の提出期限の日から見積の時点までの期間に事業団の「中部地区」及び瑞穂市より指名停止の措置を受けていないこと。
- (5) 平成23年度以降において下水道法に規定する下水処理場(以下、「下水処理場」という)の窒素・リンの高度処理を行う水処理施設(土木工事、建築工事、機械設備工事、電気設備工事の新設または増設)の実施設計業務を元請として完了した実績を有すること。
- (6) 次の要件を満たす技術職員を保有する者であること。
 - ① 技術士(上下水道部門(選択科目を「下水道」とするものに限る)又は総合監理部門(選択科目を「上下水道-下水道」とするものに限る。以下同じ。)の資格を有するものと保有すること。
 - ② 土木、建築、機械、電気の職種ごとに、下水道事業における終末処理場又はポンプ場の実施設計業務について、7年以上の実務経験を有する技術者を保有し、かつ、過去3カ年間に3箇所以上(事業団に限らず、地方公共団体の業務を含む。)の実務経験(補助としての業務経験を除く。)を有する技術者を保有すること。
 - ③ 次の要件を満たす技術者を本事業に配置できること。ただし、照査技術者は管理技術者を、管理技術者は担当技術者を、担当技術者は照査技術者をそれぞれ兼ねることができない。
 - ④ 管理技術者が、技術士の資格を有する者であり、かつ、過去5年間に管理技術者又は担当技術者として下水道事業における終末処理場の実施設計業務の実務経験を有するものであること。また、管理技術者が令和2年度に管理技術者として従事し完了した業務のうち60点未満の業務がないこと。
 - ⑤ 担当技術者(土木、建築、機械、電気の職種ごとに配置)が、技術士の資格を有する者又は公募型競争入札方式等における担当技術職員の実務経験に係る運用基準(平成14年3月8日計設発第5号)(以下、運用基準)で定める年数以上の下水道事業若しくは農業集落排水等下水道類似施設における設計、調査(ただし、試験研究に関する調査を除く)、耐震診断の業務に係る実務経験を有する者(建築の職種にあつては、一級建築士の資格を有する者であり、かつ技術

(建設工事、技術提案・交渉方式(技術協力・施工タイプ)、事前審査)

士の資格を有する者又は運用基準で定める年数以上の下水道事業又は農業集落排水等下水道類似施設における設計、調査(ただし、試験研究に関する調査を除く。)、耐震診断の業務に係る実務経験を有する者)であること。なお、担当技術者の「卒業資格(専攻学科)」及び「実務経験」の記載は、明確に記載すること。卒業資格(専攻学科)毎の担当技術者に必要な下水道に関する技術上の実務経験年数の取り扱い等については、「公募型競争入札方式等における担当技術職員の実務経験に係る運用基準(平成14年計設発第5号計画部長通達)」による。また、担当技術者が令和2年度に管理技術者または担当技術者として従事し完了した業務のうち、成績評定点が60点未満の業務がないこと。

- ⑥ 照査技術者(土木、建築、機械、電気の職種ごとに配置)が、技術士の資格を有する者又は7年以上の下水道事業若しくは農業集落排水等下水道類似施設における設計、調査(ただし、試験研究に関する調査を除く。)、耐震診断の業務に係る実務経験を有する者(建築の職種にあつては、一級建築士の資格を有する者であり、かつ7年以上の下水道事業又は農業集落排水等下水道類似施設における設計、調査(ただし、試験研究に関する調査を除く。)、耐震診断の業務に係る実務経験を有する者)であること。
 - ⑦ 管理技術者及び担当技術者については、管理技術者または担当技術者としての手持ち業務(契約金額1,000万円以上の業務に限る。)が10件以下であること。
- (7) 本事業に係るアドバイザー業務の受託者及びその協力会社である(株)NJS、(株)日本総合研究所及びアンダーソン・毛利・友常法律事務所外国法共同事業並びにこれらの者と資本又は人事等において関連のある者でないこと。なお、資本若しくは人事面において関連があるとは、以下のいずれかに該当するものである。
- ① 上記の企業等の発行済株式総数の100分の50を超える株式を有し、又はその出資総額の100分の50を超える出資をしている場合
 - ② 設計企業の代表権を有する役員が、上記の企業の代表権を有する役員を兼ねている場合

第3 本事業で予想されるリスクとリスク分担の基本的な考え方

1. リスク分担の考え方

本事業におけるリスク分担の考え方は、そのリスクを最も良く管理できる者が当該リスクを適正に分担することにより、より低廉で質の高いサービスの提供ができるというものである。本事業において事業者が実施する業務に伴い発生するリスクは、原則として事業者が負うものとする。

ただし、事業者が負うことが適当でない部分については、事業団又は市がリスクを負う。このリスク分担の考え方を踏まえ、市、事業団及び事業者の責任分担は、基本協定書（案）、設計業務委託契約書（案）、及び工事請負契約書（案）において示す。

2. 事業者の責任の履行に関する事項

(1) 事業者の責任の行について

事業者は、契約に従い、誠意を持って責任を履行する。

(2) 保険

設計企業、及び建設企業は、各契約において規定されている保険に加入し、その証券又はこれに代わるものを直ちに発注者に提示しなければならない。

(3) 契約保証金

設計業務委託契約書第4条の2、工事請負契約書第4条の2に基づくものとする。

3. 事業の継続が困難になった場合における措置に関する事項

本事業においては、予定された期日までに施設が建設され、供用開始されることが必要であるため、事業の継続が困難となった場合、以下の措置を講じるものとする。

(1) 事業者の責めに帰すべき事由により事業の継続が困難となった場合の措置

- ① 事業者が行う実施設計・建設工事内容が要求水準に適合しない場合で、事業者の責めに帰すべき事由により債務不履行となる場合又はその懸念が生じた場合には、事業団は事業者に修復勧告を行い、一定期間内に修復策を提出させ、実施することを求めることができる。事業者が当該期間内に修復をすることができなかつたときは、事業団は事業契約を解除することができる。
- ② 事業者が倒産又は財務状況が著しく悪化するなどし、事業契約書に基づく事業の継続履行が困難と考えられる場合、事業団は事業契約を解除することができる。
- ③ 前2項の規定により、事業団が事業契約を解除した場合、事業者は事業団に生じた損害を賠償しなければならない。

(2) 事業団の責めに帰すべき事由により事業の継続が困難となった場合の措置

- ① 事業団の責めに帰すべき事由に基づく債務不履行により、事業の継続が困難となった場合、事業者は事業契約を解除することができる。
- ② 前項の規定により、事業者が事業契約を解除した場合、事業団は、事業者に生じた損害を賠償する。

(3) いずれの責めに帰すことのできない事由により事業の継続が困難となった場合の措置

不可抗力等、市又は事業団又は事業者の責めに帰すことのできない事由により事業の継続が困難となった場合、市、事業団及び事業者は、事業継続の可否について協議する。一定期間内に協議が終わらないときは、それぞれの相手方にその旨、書面により通知することにより、市、事業団及び事業者は、事業契約を解除することができる。

(4) その他

本事業が要求水準及び事業契約に適合しない場合、またその他の理由で本事業の継続が困難となった場合の措置の詳細は、各事業契約に定める。

第4 契約に関する事項

1. 契約手続き

(1) 契約の条件

優先交渉権者と事業団は、基本協定締結に際し、基本協定書（案）の内容について技術提案書提出時に未定であったもの以外は変更しないものとし、その他提案されたものは協議を経た上で必要に応じて特記仕様としてまとめ、速やかに合意できるよう協議する。その後、速やかに本協定の締結を行い、協定締結日をもって本協定の効力を生ずるものとする。

(2) 優先交渉権者が参加資格要件に該当しないこととなった場合

優先交渉権者決定後、基本協定締結までに特定企業グループの代表企業又は構成員のいずれかの者が募集要項等に定める資格に該当しないこととなった場合（ただし、これに対応する手当を行い、事業団の承諾を得た場合を除く。）、事業団は優先交渉権者との基本協定締結は行わないこととし、次順位以降の交渉権者と契約交渉を行う。

2. 契約の枠組み

(1) 事業契約の概要

事業者のうち、設計企業は、本事業を遂行するための設計業務を年度毎の出来形を定めた上での随意契約として事業団と設計業務委託契約を締結する。また、建設企業は、設計業務の設計成果物に基づく契約交渉を経て、交渉が成立した場合には、見積合せを経て本事業を遂行するための建設工事を複数年による一括契約として、事業団と工事請負契約を締結する。ただし、工事請負契約については、事業者提案により、早期着工等のための分割契約を諸経費の調整を行う^{※1} ことを前提に認めることとする。また、事業団が求めた場合には、事業者と協議の上、諸経費の調整を行った上で分割契約を締結できるものとする。

表 4-1 契約の概要

契約種別	契約方法	契約金額
設計業務委託契約	年度毎の出来形を定めた上での随意契約	事業者からの見積により契約締結し、変更が生じた場合には、契約締結時の見積から当該増減範囲を反映した見積の額で変更する。
工事請負契約	複数年一括による随意契約を基本とするが、事業者提案、または事業団の求めにより分割による随意契約も可とする	設計業務の設計成果物に基づく契約交渉を経て、交渉が成立した場合の見積合せした額による。

※1：諸経費の調整を行うことにより、工事価格の総額は、分割契約の場合でも一括契約の場合と概ね同額とする。

(2) 契約の対象者

設計業務委託契約は設計企業を対象とする。工事請負契約は建設企業を対象とする。

(3) 契約の締結時期及び履行期限

各契約の締結時期及び履行期限は表 4-2 に示すとおりとする。

表 4-2 各契約の締結時期及び履行期限

日程	締結時期	履行期限
基本協定締結	令和5年1月中旬以降	—
設計業務委託契約	令和5年1月下旬以降	令和6年1月19日(提案により短縮は可能)
工事請負契約	令和6年1月以降	令和9年3月10日(提案により短縮は可能)

(4) 工事請負契約の締結のための交渉

工事請負契約締結のための交渉は、以下のとおり行うこととする。

- ① 建設企業は、設計業務の完了検査合格後速やかに、事業団と工事請負契約締結のための交渉を行う。
- ② 交渉の結果、最終的な見積金額が予定価格を下回った場合で、かつ契約締結に向けて各種条件等に照らして問題がない場合は、事業団と建設企業との交渉が成立したこととする。
- ③ 交渉が成立した場合は、優先交渉権者以外の交渉権者に対して、非特定となった旨とその理由を電子メールにより通知する。
- ④ 交渉を経ても、予定価格と見積額の乖離が残り、その内容の妥当性や必要性が認められない場合は、交渉を不成立とし、優先交渉権者を契約の相手方としない。
- ⑤ 交渉が不成立となった場合は、技術評価点の次順位の交渉権者に対して、優先交渉権者となった旨を電子メールにより通知する。

3. 契約等の解釈について疑義が生じた場合における措置に関する事項

事業団と事業者との間で締結する契約等の解釈について疑義が生じた場合、事業団と事業者は、誠意をもって協議するものとする。

また、契約等に関する紛争については、東京地方裁判所を合意による第一審の専属管轄裁判所とする。

4. その他留意事項

(1) 配置予定技術者の変更

技術提案書提出後、技術提案書に記載された配置予定の主任技術者、監理技術者等の変更は原則認めない。ただし、死亡、傷病、退職、出産、育児、介護等極めて特別でやむを得ない場合は、募集要項に示す参加資格要件を満たし、かつ、当初の配置予定技術者と同等以上の者を配置することを条件に変更を承認することがある。

(2) 業務の再委託

事業者が、本事業の実施にあたり、事業の一部を再委託する場合には、事前に事業団の承諾を得なければならない。

第5 その他

1. 契約保証金

- (1) 納付(保証金取扱店 みずほ銀行 新橋支店)。ただし、金融機関又は保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金を免除する。
- (2) 契約保証金の額は、設計業務委託契約書第4条の2、工事請負契約書第4条の2に基づくものとする。

2. 応募の無効

参加資格審査に係る書類及び技術提案書に虚偽の記載をした者のした応募は無効とし、無効の応募を行ったものを優先交渉権者としていた場合には、優先交渉権者の決定を取り消す。

3. 配置予定技術者の確認等

- (1) 同一の技術者を重複して複数工事の配置予定の主任技術者、監理技術者又は特例監理技術者及び監理技術者補佐、若しくは若手・女性技術者とする場合又は主任技術者、監理技術者若しくは特例監理技術者及び監理技術者補佐をそれぞれ複数名申請した場合において、優先交渉権者の決定までの期間に、他の工事を落札し又は落札候補者となったことにより、配置予定技術者を配置することができなくなった場合は、直ちに「5. 応募者の審査及び選定手続き(6)担当窓口①」に連絡するとともに、電子入札システムの入札状況一覧に表示される辞退申請書の提出ボタンによりその旨の申し出を行うこと。申し出が許可された場合は、当該応募を無効とする。この場合においては、速やかに「様式 13-1」の申出書を持参又は郵送等により提出すること。申出書の提出場所は4(1)に同じ。なお、事実が認められなかった場合又は辞退申請がなされなかった場合には指名停止等取扱要領に基づく指名停止を行うことがある。

また、優先交渉権者の決定までの期間に、他の工事を落札し又は落札候補者となったことにより、申請した複数名のいずれかの主任技術者、監理技術者又は特例監理技術者及び監理技術者補佐を配置できなくなった場合には、直ちに「第2募集及び選定に関する事項5. 応募者の審査及び選定手続き(6)担当窓口①」に連絡するとともに、速やかに「様式 13-2」の申出書を持参又は郵送等により提出すること。申出書の提出場所は「第2募集及び選定に関する事項5. 応募者の審査及び選定手続き(6)担当窓口①」に同じ。

- (2) 優先交渉権者決定後、CORINS等により、配置予定の主任技術者、監理技術者又は特例監理技術者及び監理技術者補佐について専任制違反の事実が確認された場合は、契約を結ばないことがある。なお、死亡、傷病、退職、出産、育児、介護等極めて特別な場合でやむを得ないとして承認された場合の外は、申請書の差し替えは認められない。病気等特別な理由により、やむを得ず配置技術者を変更する場合は、募集要項に掲げる基準を満たし、かつ、当初の配置予定技術者と同等以上の者を配置しなければならない。
- (3) 応募時に届け出した主任技術者、監理技術者又は特例監理技術者及び監理技術者補佐を配置すること。
- (4) 工事現場に配置した主任技術者又は監理技術者の変更は、原則として認められないが、死亡、傷病、退職、出産、・育児、介護等極めて特別でやむを得ないとして承認された場合のほか、下記に該当する場合についても、監督職員との協議により、変更することができる。
なお、変更する場合は、本事業の募集要項に掲げる工事経験及び資格要件の基準を満たし、かつ、応募時における主任技術者又は監理技術者と同等以上の技術評価点の合計値となる者を配

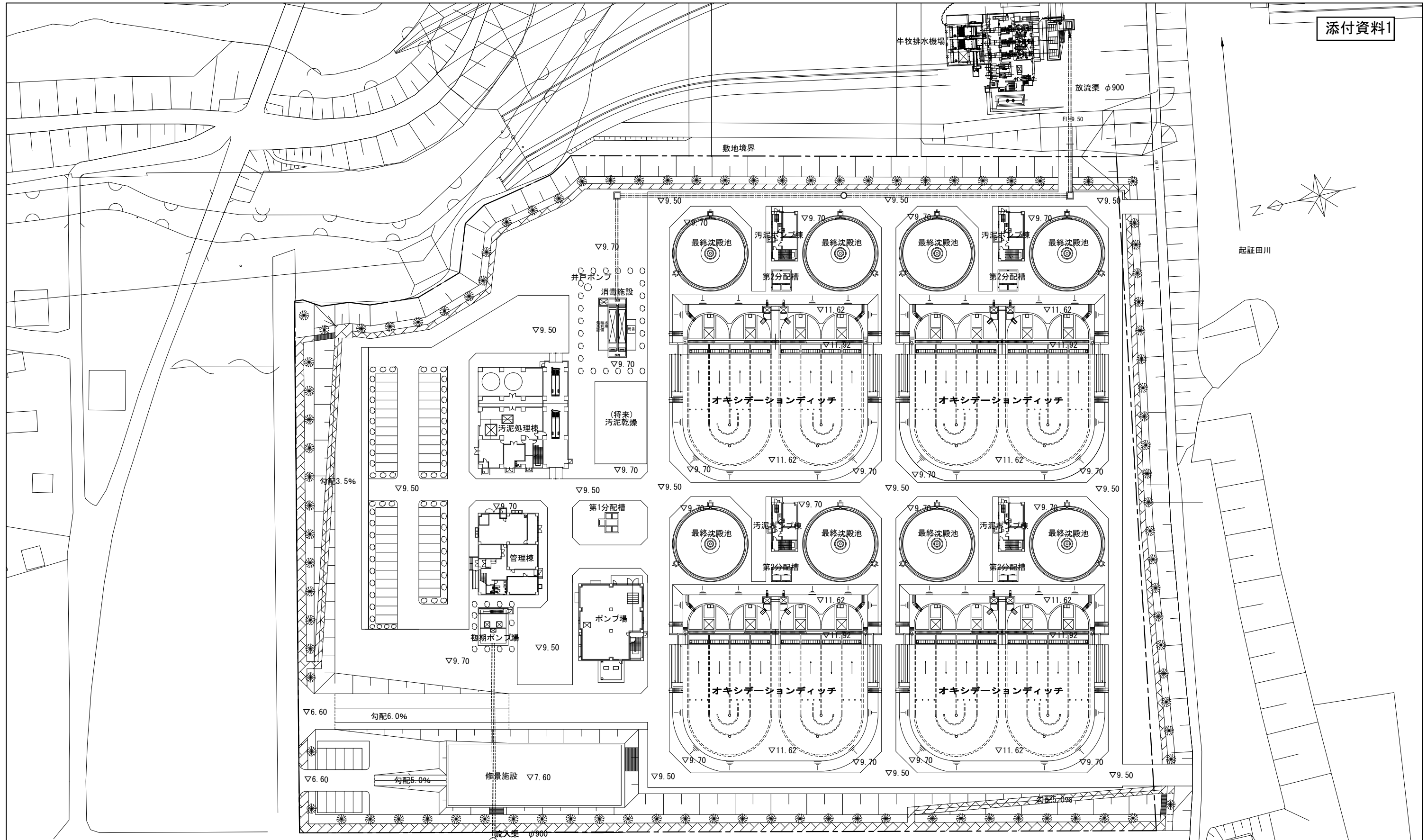
置しなければならない。

- ① 募集要項に示した配置予定期間外において、受注者の責めに帰すべきでない理由により新たな現場施工期間が生じ、技術者の配置が新たに必要となった場合。
- ② 大規模な工事の一つの契約工期が2年以上に及び、かつ、現場施工期間が18ヵ月以上に及ぶなど、やむを得ないとして承認された場合。

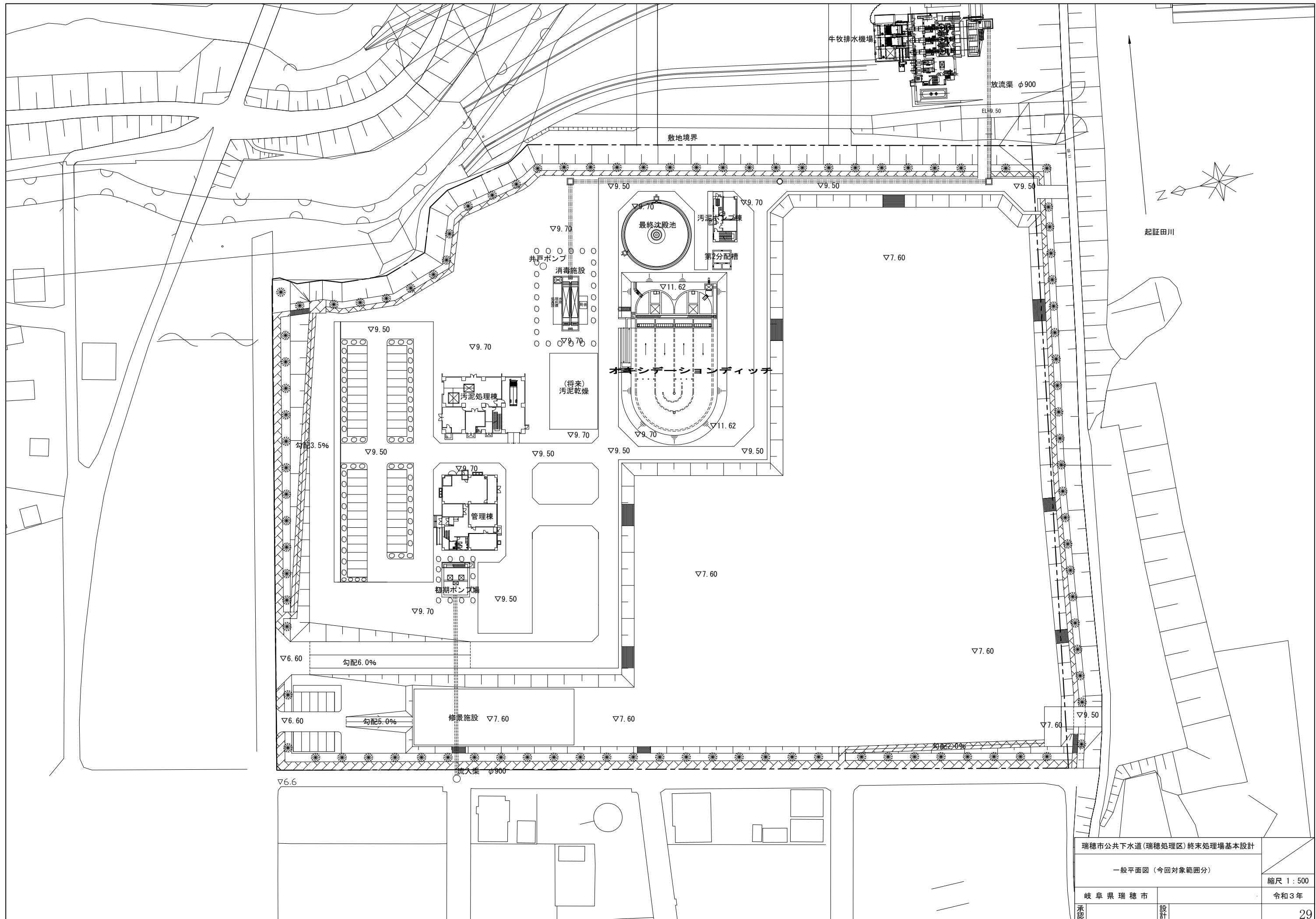
- (5) 複数名申請した場合で、優先交渉権者決定の通知を受けた者は、通知を受けた翌日から2日以内(土、日、祝日は除く)に、配置する技術者の氏名を企画調整課にファックスで通知するものとする。

4. その他

- (1) 手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 応募者は、日本下水道事業団電子入札運用基準、日本下水道事業団一般競争契約入札心得(電子入札用)及び契約書案を熟読し、日本下水道事業団電子入札運用基準及び日本下水道事業団一般競争契約入札心得(電子入札用)を遵守すること。
- (3) 申請書及び資料に虚偽の記載をした場合においては、指名停止取扱要領に基づく指名停止を行うことがある。
- (4) 電子入札システムは、土曜日、日曜日、祝日及び年末年始(12月29日から1月3日まで)を除く毎日、9時00分から17時30分まで稼働している。また、稼働時間内でシステムをやむを得ず停止する場合、稼働時間を延長する場合は、日本下水道事業団ホームページで公開する。
日本下水道事業団ホームページアドレス <http://www.jswa.go.jp/>
- (5) 障害発生時及び電子入札システム操作等の問い合わせ先は下記のとおりとする。
 - ① 障害発生時 電子入札総合ヘルプデスク
TEL:0570-021-777 (平日 9:00-12:00 13:00-17:00)
Email:sys-e-cydeenasphep.rx@ml.hitachi-systems.com
 - ② 電子入札システム操作等 電子入札システム
日本下水道事業団ホームページ内の電子入札システムページ
ただし、申請書類、応札等の締め切り時間が切迫しているなど緊急を要する場合は、4(1)へ連絡すること。
- (6) 応募者が電子入札システムで書類を送信した場合には、通知、通知書及び受付票を送信者に発行するので、必ず確認を行うこと。この確認を怠った場合には、以後の入札手続に参加できなくなる等の不利益な取扱いを受ける場合がある。

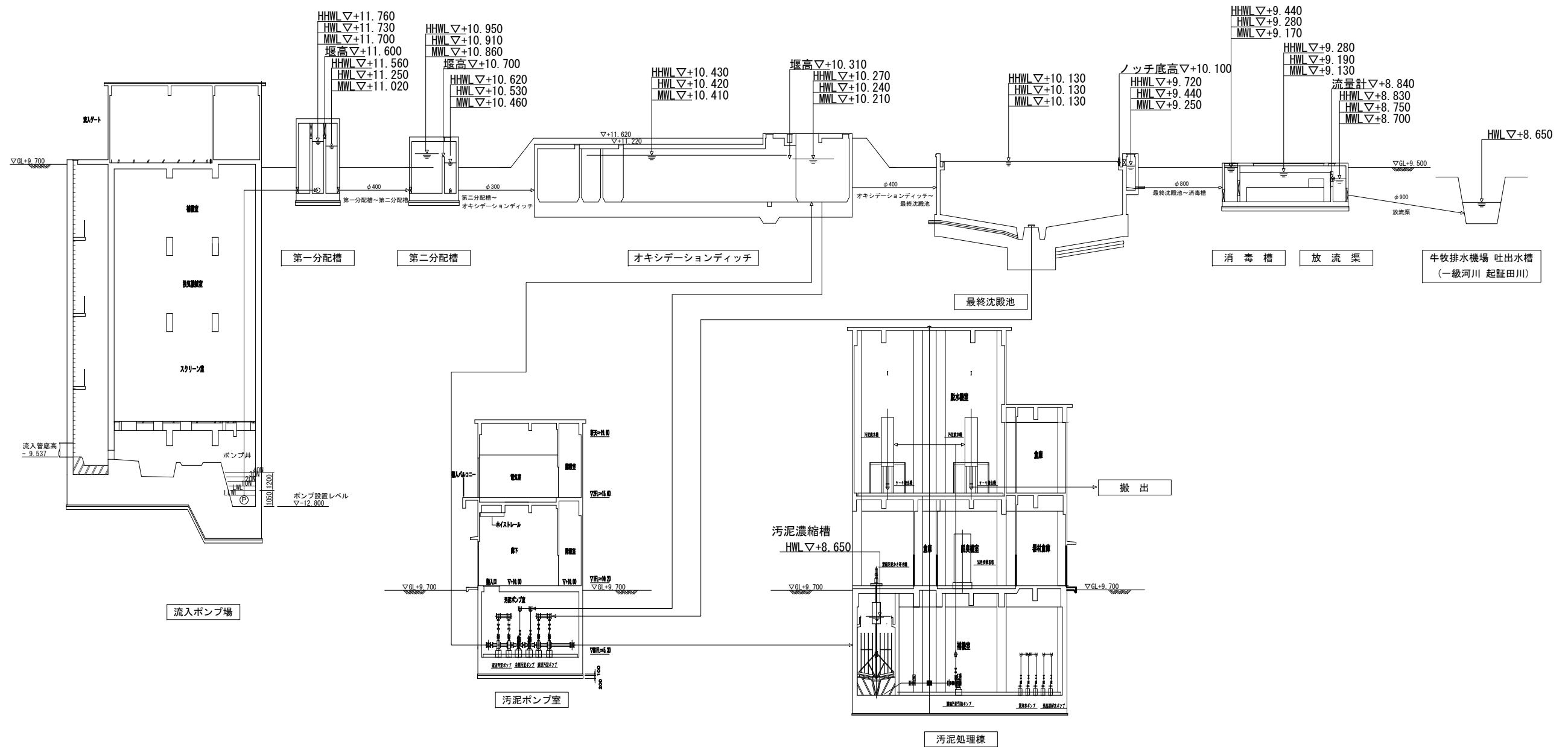


瑞穂市公共下水道(瑞穂処理区)終末処理場基本設計		縮尺 1 : 500
一般平面図(全体計画)		
岐阜県瑞穂市	設計	令和3年
承認		28



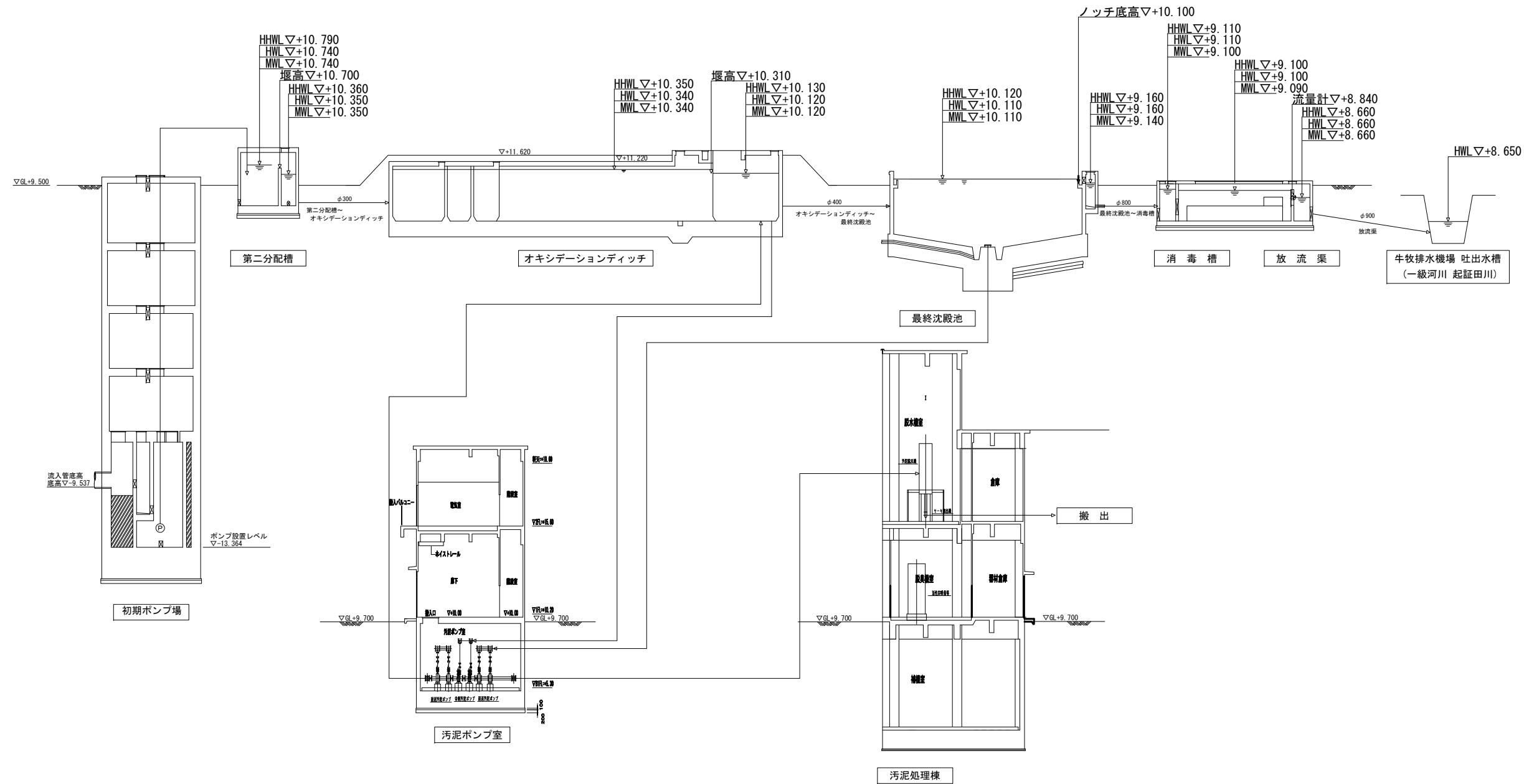
瑞穂市公共下水道(瑞穂処理区)終末処理場基本設計		縮尺 1:500
一般平面図(今回対象範囲分)		
岐阜県瑞穂市	設計	令和3年
承認		29

水位
 HHWL▽+(非常時最大)
 HWL▽+(時間最大)
 MWL▽+(日最大)



瑞穂市公共下水道(瑞穂処理区)終末処理場基本設計		
水位関係図(全体計画)		縮尺 1:150
岐阜県瑞穂市		令和3年
承認	設計	30

水位
 HHWL▽+(非常時最大)
 HWL▽+(時間最大)
 MWL▽+(日最大)



瑞穂市公共下水道(瑞穂処理区)終末処理場基本設計		縮尺 1:150
水位関係図(今回対象範囲分)		
岐阜県瑞穂市		令和3年
承認	設計	31